

参考資料1

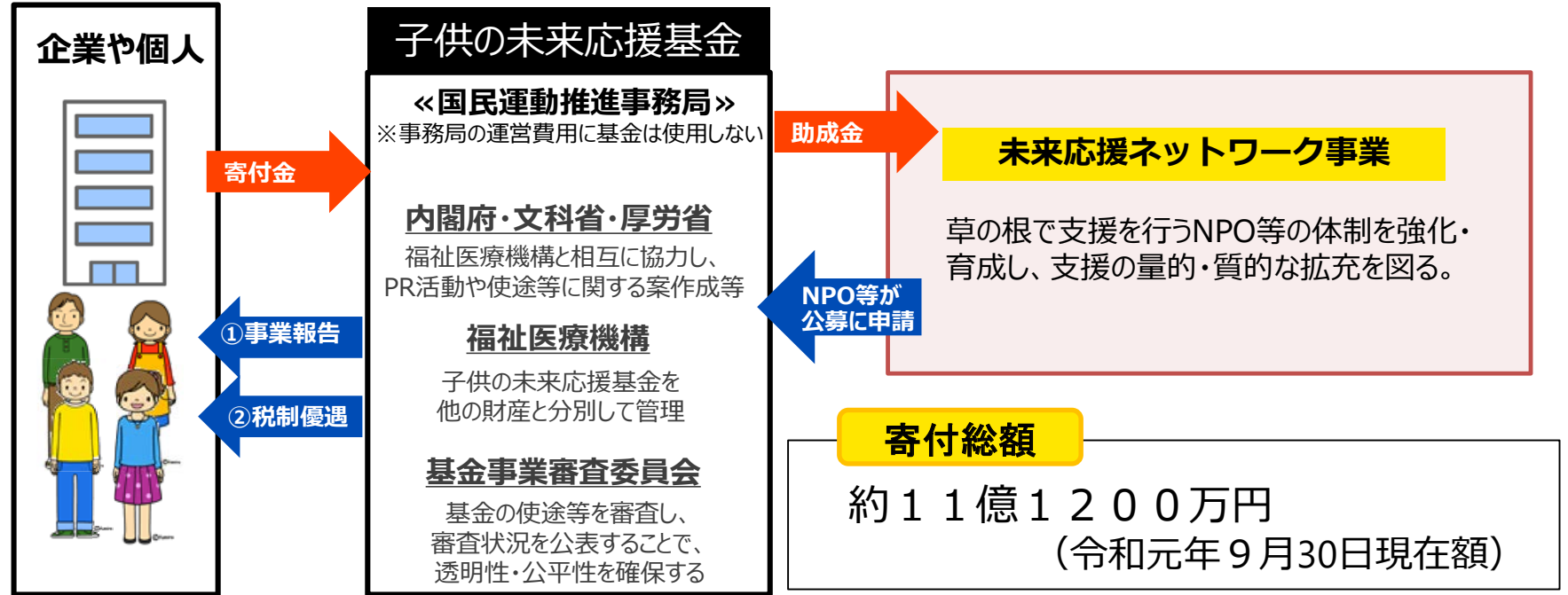
令和2(2020)年度食育関連予算(案)

令和2(2020)年度食育関連予算(案)

内閣府

施策	施策の内容	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 予算額(案) (百万円)
1. 家庭における食育の推進	—	—	
2. 学校、保育所等における食育の推進	—	—	
3. 地域における食育の推進	—	—	
4. 食育推進運動の展開	—	—	
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	—	—	
6. 食文化の継承のための活動への支援等	—	—	
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	リスクコミュニケーションの実施 意見交換会の開催や年誌の発行等を行い、食品安全委員会が行うリスク評価に関する科学的情報について、分かりやすく解説し国民一般に対して提供を行う。	29	26

子供の未来応援基金（未来応援ネットワーク事業）



第3回支援

- 358団体から申請のあった事業の中から、①計画性、②連携とその効果、③戦略的な広報、④継続性の観点等から審査を行い、71団体を採択することとなった。
- 支援予定総額は約2億800万円であり、1団体当たり平均約293万円を支援する（事業類型別の整理は右のとおり）。

※第1回は86団体を採択（支援決定総額 約3億1500万円）
第2回は79団体を採択（支援決定総額 約2億6600万円）

第3回未来応援ネットワーク事業 事業分類別 内訳	団体数 (件)
様々な学びを支援する事業	20
居場所の提供・相談支援を行う事業	19
衣食住など生活の支援を行う事業	12
児童又はその保護者の就労を支援する事業	4
児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する支援事業	5
その他、貧困の連鎖の解消につながる事業	11

令和元年度「子供・若者育成支援強調月間」（毎年11月）

～輝く未来 育て支えて 見守って～

趣旨・目的

子供・若者育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、国民の子供・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、青少年育成国民運動の充実と定着を図ることを目的として昭和53年度より実施

実施主体

内閣府、各省庁、都道府県、市区町村、青少年関係諸団体等



月間中における実施事項

内閣府

「実施要綱」の策定（令和元年10月初旬を予定）

【令和元年度の重点事項】（案）

昨今の子供・若者をめぐる情勢を踏まえ策定

- ① 若者の社会的自立支援の促進
- ② 子供を犯罪や有害環境等から守るための取組の推進
- ③ 児童虐待の予防と対応
- ④ 子供の貧困対策の推進
- ⑤ 生活習慣の見直しと家庭への支援

① 中央研修大会

・11/25～26日 子供・若者育成支援の関係者等への研修

② 各種広報啓発活動の実施

- ・ポスターの作成、配布
- ・内閣府ホームページ及び政府広報による月間の周知

③ 子供と家族・若者応援団表彰、未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー表彰式

④ 青少年インターネット利用環境づくりフォーラム



都道府県・市区町村等（要綱を受けて事業を展開）

① 子供・若者育成支援大会等の開催



② 街頭啓発活動、啓発ポスター等の掲示、広報誌（紙）等による広報の実施



③ 青少年有害環境への適切な対応（自販機の点検、遊興施設の見回り等）等



担当大臣による閣議発言（10月末閣議予定）

○令和元年度「子供・若者育成支援強調月間」について

- ・11月1日から30日までの1ヵ月間、強調月間を実施
- ・「若者の社会的自立支援の促進」等の5点を重点事項として、関係省庁との連携の下、子供・若者育成支援国民運動の一層の充実と定着を図っていく。

消費者庁

施策	施策の内容	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 予算額(案) (百万円)
1. 家庭における食育の推進	—	—	—
2. 学校、保育所等における食育の推進	—	—	—
3. 地域における食育の推進	—	—	—
4. 食育推進運動の展開	—	—	—
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	食品ロス削減に係る取組 消費者が食品ロス削減に向けて意識を高め、消費行動の改善を促すような普及啓発を実施する。また、国内外における食品ロス削減の取組に関する実態調査を実施することで、取組の充実を図っていく。	4	32
6. 食文化の継承のための活動への支援等	—	—	—
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	食品に係るリスクコミュニケーションの実施 食品の安全に関して、消費者が正確な情報を入手し理解を深め、自らの判断で適切な消費行動を行えるよう、意見交換会等のリスクコミュニケーションを推進していく。	79の内数	28の内数

※その他、地方消費者行政強化交付金において、食品ロス削減の取組に係るメニューが用意されている(令和元年度概算要求額(百万円)2,800内数)。

食品ロスの削減の推進に関する法律

【議員立法】
令和元年5月31日 公布（令和元年法律第19号）
10月1日 施行

＜食品ロスの問題＞

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

→ 多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第2条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第3条～第7条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける

基本方針等（第11条～第13条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第14条～第19条）

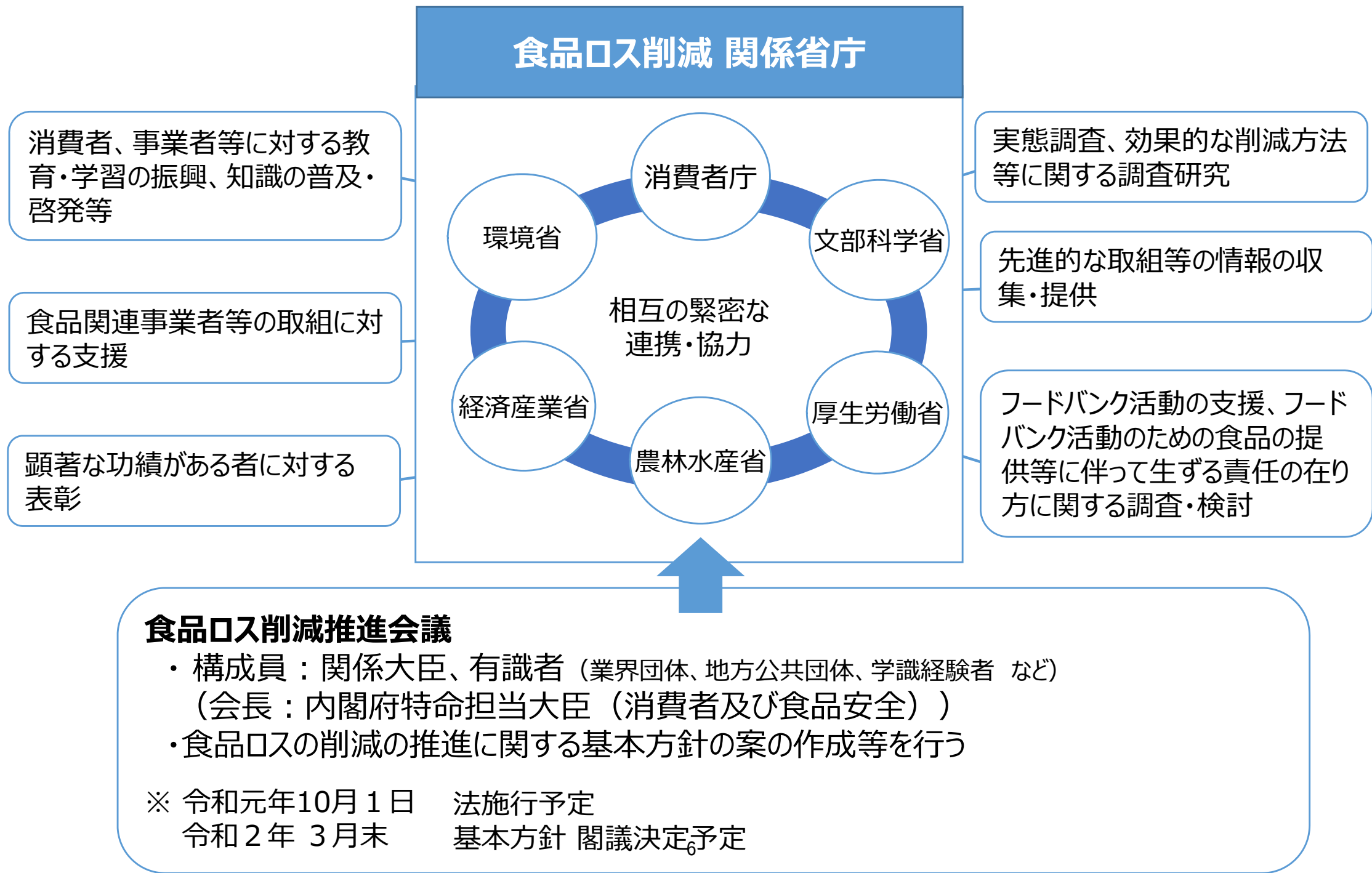
- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※ 必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議

（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

● 食品ロスの削減に向けた政府の体制・取組（概要）



○ 食品ロス削減レシピの発信

○ 地方公共団体や消費者団体から寄せられた「食材を無駄にしないレシピ」を発信。





毎日の料理を楽しむに
cookpad

311万
レシピ

レシピ検索

鶏もも肉 ピーマン じゃがいも 豚肉 アスパラ





消費者庁 のキッチン **公的機関**

フォロー | フォロワー

消費者庁では、食品ロスの削減や食の安全・安心を確保するための様々な取組を行って...

最近の投稿

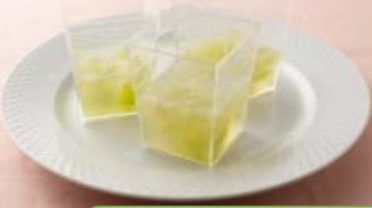
レシピ
646

つくれば

献立

ごはん日記

ブログ

19/05/24 レシピを公開


19/05/23 レシピを公開


19/05/22 レシピを公開


「クックパッドの公的機関キッチンページ」にレシピを掲載しています。



cookpad
ニュース

クックパッド編集部が見つけた食や暮らしのトレンド情報

トップ

ランキング

最新トピックス

きょうのごはん

朝食・ランチ

スイーツ

【捨てないで！】「ブロッコリーの茎」をおいしく食べるレシピ5選



茹でただけでお弁当の彩りに、朝夕のサラダにと、とても助かる存在【ブロッコリー】。普段つぼみを食べることが多いと思いますが、実は「ブロッコリーの茎」はとってもおいしくて栄養も満点なんです！

○消費者庁のブロッコリーの茎活用レシピをチェック！

今回は、食品ロスを減らすためのレシピが岡山県掲載されている消費者庁のキッチンから、ブロッコリーの茎をおいしく食べるレシピをご紹介します。

クックパッドニュースにも紹介されました。

2

○ 外食時の食べきりの啓発促進

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂

〈ガイドの表紙〉

外食時のおいしく「食べきり」ガイド

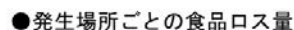
消費者庁・農林水産省・環境省

我が国では、食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」が、年間643万トン(平成28年度推計)、発生しています。

このうち352万トンが食品産業から発生しています。その内訳をみると、外食産業では133万トンもの食品ロスが発生しており、食べ残しによるものが相当程度を占めています。

地方公共団体では、飲食店等における食品ロスの削減に向けて、「食べきり」運動や、食べきれずに残した料理を自己責任の範囲で持ち帰る「持ち帰り」の呼び掛けも広がり始めています。

外食時の「食べきり」促進に向けて、食べ手(消費者)と作り手(飲食店)双方の理解や実践を更に進めるために、本ガイドを参考に、食品ロスをなくしていきましょう。



(平成28年度推計)



おいしく食べきる
実践ポイントを明記

〈ガイドの中面（一部抜粋）〉

料理の「持ち帰り」の
留意事項を明記

まずは、おいしく「食べきり」を実践

おいしく、適量を、残さず、食べきる。
消費者としてできること、飲食店としてできること、それぞれのできることを増やして、「食べきり」を実践することで、「食べ残し」を減らしていきます。

消費者の方へ

□飲食店で食事をするときは

- できたての最も美味しい状態で提供された料理を食べましょう。
- 自分自身の食事の適正量を知り、食べきれと思う量を注文しましょう。
- 小盛りや小分けメニューを上手に活用しましょう。

☐宴会の際には

- 幹事さんや主催者は、参加者の嗜好や年齢層、男女比を考えながら食べきれる量に配慮してお店やメニューの選択をしましょう。
- 料理を楽しんで食べる時間を作りましょう。例えば、乾杯後の30分間は、提供された出来たての料理に集中して食べることや、お開き前の10分間は食べ残しをしないよう、幹事さんが声を掛けるなど、料理を食べるようにしましょう。

飲食店の方へ

- お客さまが、食事量の調整・選択ができるように、小盛りや小分けの商品をメニューに採用しましょう。
- 宴会等、大量の食事を準備する際には、食べ残しが発生しないよう幹事さんや主催者と食事量やメニューを相談しましょう。

食べきれずに残した料理の「持ち帰り」は 自己責任の範囲で

食べきれずに残してしまった料理を捨ててしまうのは、もったいない。

でも、「持ち帰り」には、衛生上の問題が伴います。

「持ち帰り」を行う場合は、飲食店の方の説明をよく聞いて、食中毒のリスクなどを十分に理解した上で、自己責任の範囲で行うことになります。

消費者の方へ

自己責任の
範囲で

- 持ち帰りは、十分に加熱された食品で、帰宅後に再加熱が可能なものにし、食べきれる量を考えて、行いましょう。
- 時間が経過すると食中毒のリスクが高まるので、帰宅までに時間がかかる場合は、持ち帰りはやめましょう。
- 持ち帰った料理は、帰宅後できるだけ速やかに食べるようにしましょう。

飲食店の方へ

対応できる
範囲で

- 持ち帰りを希望される方には、食中毒のリスクや取扱方法等、衛生上の注意事項を十分に説明しましょう。
- 持ち帰りには十分に加熱された食品を提供し、生ものや半生など加熱が不十分な料理は、希望者からの要望があっても応じないようにしましょう。等

▶▶▶ 次の注文の時には、適量になるよう工夫しましょう。

〈ガイドの裏面〉

宴会時の食べきを促進するための
「3010運動」や啓発資材を紹介

3010運動で食べきを促進していきましょう

宴会などでは乾杯後の“30分”とお開き前の“10分”は、席を立たずに料理を楽しむことにより、食べきりを実践しましょう。

乾杯後とお開き前の時間は、地域特性を踏まえて工夫され、各自治体の運動として展開。

〈食べきり運動の自治体例〉

- ▶ 長野県松本市 3010運動 (30分・10分)
2011年開始、3010運動発祥の地
- ▶ 富山県 3015運動 (30分・15分)
富山県の最高峰立山の標高3015メートルにちなんだ運動
- ▶ 栃木県 15【いちご】運動 (15分・15分)
栃木県特産の「いちご」にちなんだ運動
- ▶ 千葉県君津市 328【みつば】運動 (32分・8分)
君津市の花「ミツバツツジ」にちなんだ運動

3010運動の進め方

注文の際、
適量を注文しましょう。

乾杯後30分は、
席を立たず、料理を楽しみましょう。

お開き前10分は、
自分の席に戻って、再度、
料理を楽しみましょう。

宴会シーズンも、 おいしく食べきりましょう

春の歓送迎会・冬の忘新年会シーズンの宴会時には、「宴会5箇条」を参考にしたり、宴会時の「食べきり啓発用三角柱」を使って、食べきりを実践しましょう。

宴会5箇条

- 1 まずは、適量注文
- 2 幹事さんから「おいしく食べきろう！」の声かけ
- 3 開始30分、終了10分は、席を立たずにしっかり食べる「食べきりタイム！」
- 4 食べきれない料理は仲間で分け合おう
- 5 それでも、食べきれなかった料理は、お店の方に確認して持ち帰りましょう。

宴会5箇条は、福井県が作成し、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会から全国に発信。

〈食品ロス削減啓発用三角柱ポップ（外食編・宴会編）（消費者庁作成）〉



消費者庁HPからダウンロードして、お使いいただけます。➡

〈3010運動啓発用三角柱ポップ（環境省作成）〉



環境省HPからダウンロードして、お使いいただけます。➡

食べきれずに残した料理を「持ち帰り」できることを明示した店舗ステッカー（例）を紹介

- ドギーバッグ普及委員会が考案した啓発用店舗ステッカー



- ✓ 自己責任で持ち帰りができることを明示した店舗ステッカーを考案。
- ✓ ステッカーの利用を希望する店舗や自治体等が自由に利用できる啓発資材として提供。
- ✓ ドギーバッグ普及委員会HPからステッカーの画像をダウンロードして利用(無料)することが可能。

食品ロス削減全国大会の開催

食品ロス削減に向けて、消費者を含めた様々な関係者との連携、フードチェーン全体での認識の共有や全国的な機運の醸成を図るため、食品ロス削減全国大会を開催しています。

第1回大会は平成29年10月30日、31日に長野県松本市で、第2回大会は平成30年10月30日に京都市で開催されました。

次回、第3回大会は平成31年10月30日、31日に徳島県徳島市で開催予定です。

第1回大会

開催日：平成29年10月30日、31日

開催場所：長野県松本市

主催：長野県松本市、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

共催：環境省、農林水産省、消費者庁

10月30日（1日目）

トークショー&ミニ講演



〈元大関の把瑠都さん、食育インストラクターの和田明日香さんによるトークショー〉

パネルディスカッション など



〈「食品ロスを減らそう！」と力強く宣言〉

10月31日（2日目）

地方公共団体向け研修会

第2回大会

開催日：平成30年10月30日

開催場所：京都市

主催：京都市、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

共催：環境省、農林水産省、消費者庁、京都大学

10月30日

基調講演



〈セッションの様子〉

セッション など



〈持続可能な社会の実現に向けた食品ロス削減「京都アピール」を発信〉

総務省

施策	施策の内容	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 予算額(案) (百万円)
1. 家庭における食育の推進	—	—	—
2. 学校、保育所等における食育の推進	—	—	—
3. 地域における食育の推進	—	—	—
4. 食育推進運動の展開	—	—	—
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進モデル事業 子ども農山漁村交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施 モデル事業の取組事例やノウハウの横展開を進めるためのセミナーを開催	37	30
6. 食文化の継承のための活動への支援等	—	—	—
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	—	—	—

外務省

施策	施策の内容	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 予算額(案) (百万円)
1. 家庭における食育の推進	—	—	—
2. 学校、保育所等における食育の推進	—	—	—
3. 地域における食育の推進	—	—	—
4. 食育推進運動の展開	—	—	—
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	—	—	—
6. 食文化の継承のための活動への支援等	—	—	—
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	日本食や日本の食文化の紹介も含めた海外向け日本事情発信誌や映像資料を作成する。	84の内数	89 の内数
	国連食糧農業機関(FAO)に対して分担金を拠出することにより、同機関が実施する食品の安全や栄養改善に関する事業や調査分析、情報収集等の取組へ貢献する。	5,270の内数	4,533の内数
	在外公館が管轄地域における対日理解の促進や親日層の形成を目的として、外交活動の一環として開催する総合的な日本文化の発信事業。	238の内数	234の内数
	国連世界食糧計画(WFP)への拠出を通じて国際的な連携・交流の促進及び飢餓や栄養不足の問題等に関する情報提供を行う。	529の内数	431の内数

施策	施策の内容	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 予算額(案) (百万円)
1. 家庭における食育の推進	家庭教育支援基盤構築事業 子供の生活習慣・食育を含む学習機会の効果的な提供など、地域における家庭教育支援の基盤構築に向けた取組を支援する。	73の内数	75の内数
	「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業・推進校事業 国立青少年教育振興機構と連携・協力し、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を促進するための地域のフォーラム事業、中学生の基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るための推進校事業を実施する。	— (国立青少年教育振興機構の予算で実施)	— (国立青少年教育振興機構の予算で実施)
2. 学校、保育所等における食育の推進	学校給食・食育総合推進事業	107	81
	社会的課題に対応するための学校給食の活用 学校給食には、適切な栄養の摂取による健康の保持増進等に加え、食品ロスの削減、都道府県内の地場産物や国産食材の活用、郷土料理等の伝統的な食文化の継承等の社会的な課題・要請への対応が求められており、これらの課題解決に資するためのモデル事業を実施する。	32	57の内数
	つながる食育推進事業 栄養教諭を中核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す。 また、家庭、大学、地域、生産者等と連携した食育を教科等横断的な視点をもって推進し、栄養教諭を中核とした全校体制による指導・評価方法の開発を行うとともに、栄養教諭間の連携強化、研修を行うことにより、栄養教諭の実践的な指導力の向上を目指す。	51	57の内数
	学校給食の現代的課題に関する調査研究 学校給食調理場における衛生管理への対応など、学校給食を取り巻く行政上の課題に対応するための調査研究を行う。	24	25
	学校施設環境改善交付金(学校給食施設整備) 学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るため、衛生管理の充実強化等に必要な学校給食施設の整備に対する補助を行う。	160,816の内数	116,479の内数
3. 地域における食育の推進	—	—	—
4. 食育推進運動の展開	—	—	—
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	—	—	—

施策	施策の内容	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 予算額(案) (百万円)
6. 食文化の継承のための活動への支援等	伝統文化親子教室事業 次代を担う子供たちに対して、伝統文化等に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、伝統文化を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養する。	1,284の内数	1,293の内数
	国民文化祭 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典を実施し、各種の文化活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用し、一層の文化の振興に寄与する。	245の内数	250の内数
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	—	—	—

背景 社会状況の変化に伴い、子供たちの食の乱れや健康への影響が見られている。国においては、学校等における食育の推進のため、学校、家庭、関係団体等が連携・協働した取組とその周知、地場産物や国産食材の活用及び我が国の伝統的な食文化についての理解を深める取組を推進すること等が求められている。

課題 生産者や学校との連携を強化し、学校給食における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制の構築等が必要である。また、学校における食育への取組だけでは限界があることから、家庭を巻き込んだ取組等が求められる。

事業概要 学校給食を通して、食品ロスの削減、地産地消の推進、伝統的な食文化の継承といった課題の解決に資することを目的とした事業を実施する。また、栄養教諭を中核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す。

委託事業 57百万円（83百万円）

MENU 1：社会的課題に対応するための学校給食の活用事業

（目的）

- 食品の生産・加工・流通等の関係者と連携しつつ、学校給食で使用する食品の調達方法や、大量調理を前提とした調理方法及び調理技術を新たに開発するなど、学校給食の業務手順や実施方法等の仕組みを再構築する。

（内容）

- 地産地消の推進
学校給食において地場産物が一層活用されるよう、食品の生産・加工・流通等における新たな手法等を開発する。
- 食品ロスの削減
学校給食を活用して、食品の生産・加工・流通等の各段階で発生する食品ロスの削減に貢献することができる体制の構築を目指す。
- 伝統的食文化の継承
学校給食において伝統的食文化に根ざした献立の提供を促進するため、給食調理員の技能向上を図りつつ、給食調理場における調理方法・技術を開発する。

MENU 2：つながる食育推進事業

（目的）

- 家庭を巻き込んだ取組を行うことで、児童生徒の食に関する自己管理能力を育成する。
- 栄養教諭の実践的な指導力の向上を目指す。

（内容）

- 望ましい食生活への理解促進を目的とした親子による体験活動等の実施など、学校を核として家庭を巻き込んだ取組を行う。
- 学校において、家庭、大学、地域、生産者等と連携した食育を教科等横断的な視点をもって推進し、栄養教諭を中核とした全校体制による指導・評価方法を開発し実践する。
- 新規採用や任用換えの栄養教諭を支援するため、栄養教諭間の連携を強化する。また、学校における食育において中核的な役割を担っている栄養教諭及びその実践事例を校内及び地域における研修で活用する。

効果検証

効果的な取組の成果や栄養教諭の配置効果等について実証データを用いて分析・検証する。

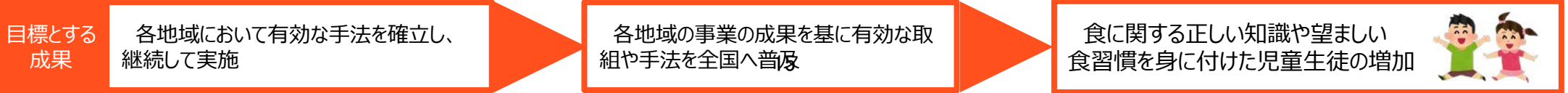
学校給食の現代的課題に関する調査研究 25百万円（24百万円）

（目的）

- 学校給食の質の維持・向上のための調査研究等を行う。

（内容）

- 学校給食の衛生管理等に関する調査研究
各都道府県教育委員会の学校給食の衛生管理に関する指導者に対して研修を実施するとともに、当該指導者を学校給食施設に派遣して衛生管理の改善指導を実施する。
また、衛生管理に関する学識経験者による調査研究協力者会議を開催し、衛生管理の改善に向けた方策について検討を行う。
- 学校給食栄養報告の調査
学校給食における栄養内容等の実態を把握し、食育推進基本計画の目標値に掲げられている学校給食における地場産物使用割合や国産食材の使用割合に関する調査を実施する。



学校施設は我が国の将来を担う児童生徒の学習・生活の場であり、より良い教育活動を行うためには、その**安全性・機能性の確保は不可欠**である。

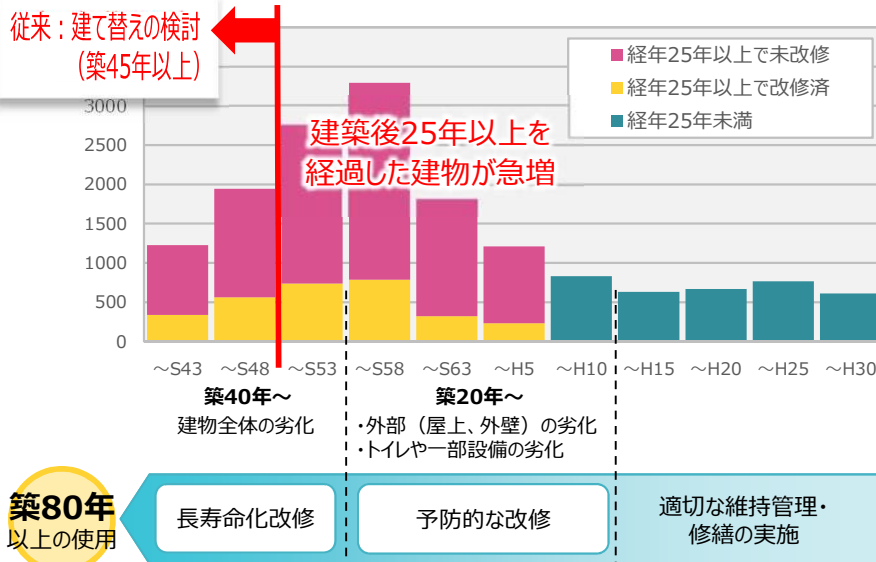
このため、子供たちの安全と健康を守り、**計画的・効率的な長寿命化**を図る整備を中心とした教育環境の改善等を推進する。また、近年多発している大規模災害の教訓を踏まえ、防災・減災に万全を期すため、**耐震化や非構造部材の耐震対策**などを推進し、学校施設の強靱化を図る。

現状と課題

子供たちの安全と健康を守るため、**計画的・効率的な長寿命化が急務**

平成30年5月1日現在

公立小中学校の経年別保有面積＜全国＞



今後は、長期間の使用を前提としたライフサイクルへ移行

◆公立学校施設の安全対策・防災機能の強化等の推進

○計画的・効率的な長寿命化の推進

- ・将来の財政負担の縮減と老朽化による事故等の危険リスクを低減する計画的・効率的な施設整備の推進
- ・空調設置、給食施設の整備や教育環境の改善等

○小中学校等の教室不足への対応等

- ・新築や増築による教室不足の解消、バリアフリー対策等

○防災・減災、国土強靱化のための緊急対策

- ・非構造部材を含む耐震対策、トイレ改修等

◆制度改正の内容

○長寿命化改良事業の制度拡充

- ・計画的・戦略的に施設の長寿命化を図るため、予防的な改修工事を補助対象化

○特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業の拡充

- ・廃校や余裕教室等の既存施設の有効活用を図り、特別支援学校の教室不足解消を促進するため、事業の算定割合を引上げ（1/3→1/2）

○屋外教育環境の整備に関する事業の補助時限の延長

- ・グラウンドの暗渠排水等の整備に限り5年間延長

◆建築単価

○対前年度比 + 9.0%（資材費、労務費等の上昇分、空調設備分）

小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合

令和元年度 193,600円/㎡ ⇒ 令和2年度 211,000円/㎡

16

※配分時には整備内容に応じて単価を設定



地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和2年度予算額(案) 75百万円
(前年度予算額 73百万円)



背景

- 核家族化、共働き家庭・ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化
〔児童(18歳未満)のいる世帯のうち、核家族世帯の割合：70.0%(H10) → 83.3%(H30)〕〔児童(18歳未満)のいるひとり親世帯の数：約76万世帯(H30)〕
- 身近な相談相手がいない、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立してしまうなど、家庭教育を行うことが困難な社会
〔地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合：34.2%(H28)〕〔子育てする人にとって地域の支えがとても重要・やや重要だと思う：90.9%(H25)〕
- 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加
〔児童相談所での相談対応件数：11,631件(H11) → 159,850件(速報値)(H30)(H11年度に比べて、約13.7倍)〕

※以下の取組を行う自治体（都道府県、市町村）を支援（計1,000カ所）（都道府県等（指定都市、中核市を含む）の場合、補助率は国：1/3、都道府県等：2/3）

地域人材の養成

家庭教育支援員等の養成

- 家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う人材を養成
- 支援活動の企画・運営、関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成

地域の多様な人材の参画
(例)



家庭教育支援体制の構築

家庭教育支援員等の配置

- 小学校等に家庭教育支援員を配置するなど身近な地域における家庭教育支援の体制を強化

家庭教育支援チームの組織化

- 家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化

【チーム構成員の例】

子育て経験者、元教員、PTA関係者、
S W、民生委員、児童委員、保健師 等

家庭教育を支援する取組

保護者への学習機会の効果的な提供

- 就学時健診や保護者会など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会の提供（子育ての方法、虐待防止等）

親子参加型行事の実施

- 自己肯定感や自立心など、子育ての不安解消や社会を生き抜く力を養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、地域活動等のプログラムを展開

相談対応や情報提供

- 悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チーム等による情報提供や対応を実施

支援が届きにくい家庭への対応（アウトリーチ型支援）の充実（児童虐待防止等）

- 家庭教育支援員等に対する研修強化（子供の育ちをめぐる課題（虐待等）対応）

- 関係機関との協議・連携による情報共有等の実施

- 保護者に寄り添うアウトリーチ型支援(※)の実施
(※家庭教育の自主性を尊重しつつ、自宅や学校、企業等に出向いて、個々の保護者に届ける支援（情報提供、相談対応、話し相手等）)

全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができる支援体制の構築

背景

- 核家族化、共働き家庭・ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化
〔児童(18歳未満)のいる世帯のうち、核家族世帯の割合：70.0%(H10) → 83.3%(H30)〕〔児童(18歳未満)のいるひとり親世帯の数：約76万世帯(H30)〕
- 身近な相談相手がいない、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立してしまうなど、家庭教育を行うことが困難な社会
〔地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合：34.2%(H28)〕〔子育てする人にとって地域の支えがとても重要・やや重要だと思う：90.9%(H25)〕
- 学校における働き方改革や「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた、学校・家庭・地域のさらなる連携の必要性
〔中央教育審議会答申（平成31年1月）〕

家庭教育支援のための検討委員会等の実施

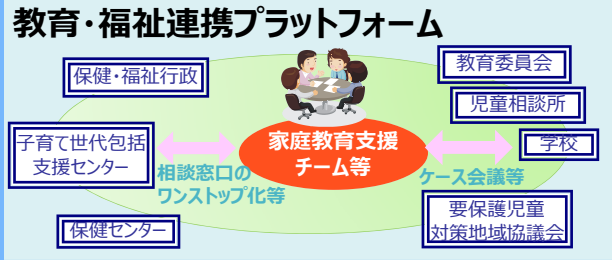
- 地域社会全体で家庭教育を支える体制整備の必要性
- 実態を踏まえた家庭教育支援方策を検討する必要性

- 子育ての悩みや不安など保護者が抱える課題等の実態把握
- 当該実態を踏まえた効果的な家庭教育支援方策の検討

教育と福祉の連携による家庭教育支援事業（委託事業）

- 就学や養育に不安を抱える保護者、未就園児の保護者からの相談が増加傾向
- 困難を抱える保護者への教育と福祉の連携の必要性

- 家庭教育支援チーム等と福祉関係機関等との連携体制を構築し、妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援体制を整備



普及啓発・全国展開

全国家庭教育支援研究協議会の開催

家庭教育支援の全国的な普及を図るため、

- 家庭教育支援に関する優良事例の紹介や、実践検証の成果を踏まえた効果的な連携方策の共有
- 家庭教育支援チーム、家庭教育支援員等の研修・交流の場を設定



(参考) 令和2年度「早寝早起き朝ごはん」

①フォーラム事業 ②推進校事業

※国立青少年教育振興機構の予算で実施

平成29年度より国立青少年教育振興機構と文部科学省は連携して、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を促進するための地域のフォーラム事業と、中学生の基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るための推進校事業を実施しています。

令和2年度においても以下のとおり委託先を募集します。

公募期間：令和2年2月7日(金)

委託先決定：令和2年3月

事業期間：令和2年5月下旬～令和3年3月5日まで

①「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業

【目的】

子供たちの基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るため、その重要性を伝え、地域一丸となって取組を推進するための機運の醸成を図るとともに、「早寝早起き朝ごはん」等の活動を行っている各種団体等の交流の場を創設する。

◆委託先：都道府県・指定都市教育委員会及び首長部局

又は実行委員会(青少年教育施設、地方公共団体、企業、NPO等多様な機関・団体が構成)

※委託先に指定都市教育委員会及び首長部局を新たに対象としました。

◆予算額：1か所あたり1,500千円上限

＜フォーラム事業取組事例＞

- 専門家による講演会の開催
- 食、読み聞かせ等の体験コーナーの設置
- 学校など実践団体等の取組を発表しあう交流会の実施
- 参加者アンケートによる、意識の変容の検証

②「早寝早起き朝ごはん」推進校事業

【目的】

中学生の子供たちの基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るため、その効果的な手法等を開発することとし、推進校を設け、調査研究を実施する。

◆委託先：都道府県・指定都市・市(区)町村教育委員会又は学校単独

◆予算額：1校あたり：1,000千円未満

＜推進校事業取組事例＞

- 就寝時刻や朝食摂取状況等の実態把握
- 朝学習や朝読書、料理教室等による啓発
- 専門家による講演会の開催
- 全校生徒へ変容調査等を実施し効果の検証

【フォーラム事業事例(平成30年度)】



『早寝早起き朝ごはん』フォーラムinしまね(島根県)

内容

- ・ネットやゲーム依存の実態と予防に関する講演
- ・学校や行政による生活習慣等に関する取組についてのパネル展示
- ・メディア、食育の実践をテーマとした分科会の開催

参加者の声

- ・学習機会のなかったスマホ・ゲーム依存について学ぶ良い機会となった。
- ・メディアの使い方について、よりよい使い方を子供たちと模索していきたい。
- ・朝ごはんをしっかりとることや、食育を通じた親子のふれあいの大切さを実感した。
- ・パネル作成者及び見学者など、それぞれの活動発信、情報共有の場となった。



「ネットやゲーム依存の実態と予防」
専門家による講演の様子



食育に関する取組のパネル展示



小学生による発表の様子

【推進校事業事例(平成30年度)】



「にここ三野津っ子育て事業」

【三豊市立三野津中学校／三豊市教育委員会】

内容

- ・総合的な学習の時間を活用した生活習慣づくり授業の実践
- ・生徒会組織を活用した啓発運動
- ・生徒自身による「チャレンジ！朝ごはんづくり」の実践

成果

- ・生徒目線による身近で具体的な情報発信により、生徒自身が自発的に活動する原動力となった。
- ・「チャレンジ！朝ごはんづくり」を実施したことで、家庭をまきこんだ取組をすることができた。
- ・睡眠をとる規則正しい生活が、学習意欲の継続となることを生徒・保護者とともに共有できた。



生活習慣づくり授業の様子



生徒による啓発活動の様子



おすすめ朝食レシピ集の作成

問合せ先：国立青少年教育振興機構教育事業部事業課

【〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3番1号

電話：03-6407-7685 FAX：03-6407-7699】

URL：<https://www.niye.go.jp/services/plan/hayanehayaoki/>

※要領、申請書等の様式は、このURLからダウンロードできます。

子供の農山漁村体験の充実

現状

- 農山漁村体験には小学生32万人、中学生37万人、高校生15万人が取り組んでいると推計されるが、都市部の児童生徒に将来のUIJターンの基礎を形成するとともに、地方の児童生徒に足元の地方の魅力の再発見を促すことが期待できるため、一層の推進が必要である。
- 生きる力の醸成等の教育効果を得るためには、おおむね1週間程度の体験が望ましいとされるが、現状ではほとんどが1泊2日または2泊3日の短期間の体験にとどまっている。

今後の方向性

(総務省、文科省、農水省、環境省と連携)

- 2024年度に、**取組人数の倍増**を目指し、**小学生65万人、中学生75万人、高校生30万人**が農山漁村体験を行うことを、目標として設定。
- 長期（4泊5日等）の取組及び関連して一体として取り組む地方創生に資する活動（※）を地方創生推進交付金で支援。
※将来の移住及び定住の促進、地域社会を担う人材の育成や確保等を目的とした活動
- これまで小学校の取組のみが対象となっていた地方財政措置について、中学校の取組等についても支援を拡大。
- 新たに子供農山漁村体験に取り組もうとする学校等が必要とする受入側の情報やサポート可能な教職員OB・OG等の情報を盛り込んだコーディネートシステムを構築。
- 農山漁村体験の教育効果について、子供の保護者をはじめとする関係者の理解が得られるよう、政府による広報を展開する。



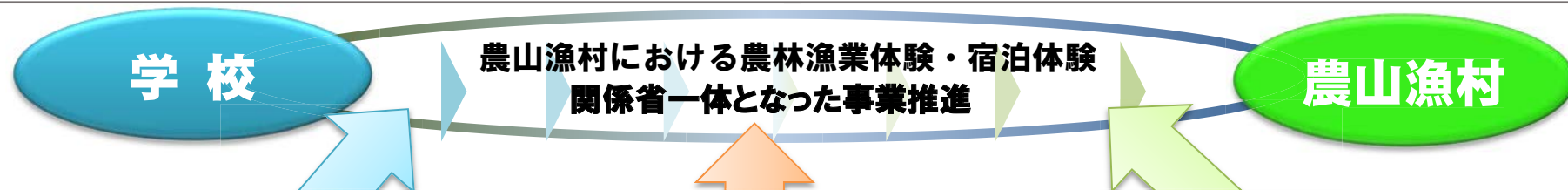
東京都武蔵野市の取組の様子



北海道長沼町での受入れの様子

農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験の推進 令和2年度予算概算要求の概要

- 令和2年度予算概算要求において、農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験の推進のため、内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省の5省が連携して所要額を計上。
- 関係省庁連絡会議を開催し、セミナー等において合同で施策説明を行うなど、省庁間の情報共有や連携を実施。



内閣官房・内閣府

送り側(学校)を中心に支援

○関係省庁連絡会議の設置（議長：地方創生総括官）

○長期（4泊5日等）の子供農山漁村体験の取組に対する支援【地方創生推進交付金1,200（1,000）億円の内数】

文部科学省

送り側(学校)を中心に支援

- 学校等における宿泊体験活動の取組に対する支援
- ・小学校、中学校、高等学校等における取組
 - ・教育委員会が主催する農山漁村体験活動導入の取組
 - ・教育支援センター等における体験活動の取組等

【健全育成のための体験活動推進事業
（学校を核とした地域力強化プランの一部）
（関連施策） 99（99）百万円】

【補習等のための指導員等派遣事業の一部
3,198百万円の一部】

【体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト
27（32）百万円】

【「子どもゆめ基金」事業 8,571百万円の一部】

総務省

送り側・受入側双方が連携して行う取組を中心に支援

- 都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進モデル事業
- ・子供農山漁村交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援
 - ・子供の農山漁村体験交流計画の策定を支援
 - ・モデル事業の取組事例やノウハウの横展開を進めるためのセミナーの開催

【都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費 40（40）百万円】

○特別交付税による財政措置

- ・宿泊体験活動の取組に対する財政措置
- ・体制整備等への財政措置

21

農林水産省

受入側(農山漁村)を中心に支援 （モデル地域）

- 都市と農山漁村の交流を促進するための取組に対する支援
- ・農泊ビジネスの体制構築
 - ・観光コンテンツの磨き上げ
 - ・専門人材の確保 等

- 交流促進施設等の整備に対する支援
- ・古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設、農産物販売施設等の整備
 - ・地域内に存在する廃校等の遊休施設を有効活用する大規模な施設整備

（各種地方財政措置を措置）

【農山漁村振興交付金
10,010（9,809）百万円の内数】

環境省

受入側(農山漁村)を中心に支援 （国立公園等）

- 自然体験プログラムの開発・実施支援
- ・受入地域でのプログラム開発や実施の支援
 - ・受入地域の協議会等と協力して事業を進める自然学校等の把握や支援

【国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業 8（7）百万円】

【自然公園等利用ふれあい推進事業経費 9（9）百万円の内数】

【環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業
500（500）百万円の内数】

子どもたちの豊かな成長に欠かせない、自然体験、農山漁村体験、文化芸術体験など様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの役割を意識させるなど一人一人のキャリア発達を促す。

また、内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省が連携して農山漁村体験を充実することとしており、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

学校等における宿泊体験活動の取組に対する支援

■健全育成のための宿泊体験活動の推進（「学校を核とした地域力強化プラン」の一部）

令和2年度予算額（案） 99百万円

1. 事業内容

(1) 宿泊体験事業

宿泊体験活動を行う学校等における取組に対する補助。

①小学校、中学校、高等学校等における取組（322校）

・学校教育活動における2泊3日以上宿泊体験活動の取組に対する事業費の補助。

②学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組（134地域）

・教育委員会が主催する夏休み期間中に希望者を募って行う取組に対する事業費の補助。

・農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助。

③教育支援センター（適応指導教室）等における体験活動の取組（134地域）

・教育委員会が主催する教育支援センター（適応指導教室）等における取組に対する事業費の補助。

(2) 体験活動推進協議会 322地域（各都道府県・市区町村）

各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助。

2. 補助事業者 都道府県・市区町村

3. 補助率 1/3



体験活動の実施等に当たり学校をサポートする人材の配置（関連施策）

■補習等のための指導員等派遣事業

令和2年度予算額（案） 3,198百万円の内数

1. 事業内容

公立学校の体験活動の実施・計画時における指導・助言を行う体験活動アドバイザー、体験活動専門指導員、看護師、引率ボランティア、引率教員の代替教員等の派遣に要する経費の補助。

2. 補助事業者 都道府県・指定都市（市区町村は間接補助）

3. 補助率 1/3



背景・目的

子どもたちの豊かな成長に欠かせない、自然体験、農山漁村体験、文化芸術体験など様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの役割を意識させるなど一人一人のキャリア発達を促す。

また、内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省が連携して農山漁村体験を充実することとしており、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

学校等における宿泊体験活動の取組に対する支援

○ 健全育成のための宿泊体験活動の推進 （「学校を核とした地域力強化プラン」の一部）

1. 事業内容

（1）宿泊体験事業： 宿泊体験活動を行う学校等における取組に対する補助。

- ①小学校、中学校、高等学校等における取組（322校）
学校教育活動における2泊3日以上宿泊体験活動の取組に対する事業費の補助。
- ②学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組（134地域）
ア 教育委員会が主催する夏休み中等に希望者を募って行う取組に対する事業費の補助。
イ 農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助。
- ③教育支援センター（適応指導教室）等における体験活動の取組（134地域）
教育委員会が主催する教育支援センター等における取組に対する事業費の補助。

（2）体験活動推進協議会 322地域（各都道府県・市区町村）

各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助。

2. 補助事業者 都道府県・市区町村

3. 補助率 1／3



2泊3日以上宿泊体験活動の実施を推進

学校における農山漁村体験活動の実施を推進

不登校児童生徒を対象とした体験活動の実施を推進

地域の実態に応じた円滑な体験活動の実施を推進



様々な体験活動の実施を推進することで、児童生徒の豊かな心や創造性の涵養を図る

目的

観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典を実施し、各種の文化活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用し、一層の文化の振興に寄与する。

事業の内容

◇開会式・閉会式

◇分野別フェスティバル

全国各地の郷土芸能、合唱、吹奏楽、オーケストラ、演劇、舞踊、邦楽、文芸、美術及びお茶、お花などの生活文化等の分野ごとに、県や全国規模の文化関係団体等から推薦された団体等を中心にした公演及び分野別の展示・展覧会を行う。

◇国際交流事業

文化団体等を海外から招へい又は海外へ派遣し、相互交流を行い、多様な日本文化を発信する。

◇シンポジウム

アマチュア文化活動、地域文化活動等を含めた日本文化の動向について広く国民の関心を喚起するとともに、その振興のあり方を探る。

◇新規事業として、文化産業に関する経済波及効果等の調査を行う。【拡充】

※ 2020年度開催地：宮崎県



開会式（国民文化祭・にいがた2019）

期待される効果

国民文化祭の開催

- ・開会式・閉会式
- ・分野別フェスティバル
- ・国際交流
- ・トップレベルの芸術公演
- ・関連事業との連携 等

- ・発表機会、鑑賞機会確保
- ・地域文化・伝統産業等の担い手の発掘
- ・特色ある地域文化の全国発信
- ・地域の文化財の積極的活用

- ・県内の文化活動の活発化、裾野拡大
- ・地域の文化団体等のレベルアップ、活性化
- ・都道府県の知名度・イメージの向上
- ・地域経済活性化・観光集客の向上

今後の国民文化祭について

現在(アマチュアの文化の祭典)

【事業の内容】

全国各地の民族芸能、民謡、合唱、吹奏楽、オーケストラ、演劇、舞踊、邦楽、文芸、美術及びお茶、お花などの生活文化等の公演及び分野別の展示・展覧会を行う。

【課題】 参加する文化芸術団体が限られ、関係者のみのイベントとなっていた。

大分県国民文化祭による経済波及効果

①文化祭参加者数(県、市町村等主催164事業) 1, 668, 684人

来場者の消費による経済波及効果 : 110. 2億円

+

②事業費支出額(県、市町村等主催164事業) 18. 8億円

事業費の支出による経済波及効果 : 15. 6億円

||

経済波及効果合計(①+②) 125. 8億円

(株)日本経済研究所分析

国民文化祭開催に伴う経済波及効果

年度	開催地	開催事業費	参加者数※	経済波及効果
27年度	鹿児島県	16. 3億円	163. 4万人	165. 8億円
29年度	奈良県	6. 1億円	140. 3万人	124. 0億円
30年度	大分県	18. 8億円	166. 9万人	125. 8億円

※主催事業のみ

今後のスケジュール

令和元年度 新潟県開催	令和2年度 宮崎県開催	令和3年度 和歌山県 開催	令和4年度 沖縄県開催 (調整中)	令和5年度 石川県開催 (調整中)
----------------	----------------	---------------------	-------------------------	-------------------------

今後(地域の特色を活かした総合的な文化の祭典)

観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典を実施し、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用し、一層の文化の振興に寄与する。

新規事業として、レベルの高い芸術団体による主催公演を実施することにより、国民文化祭の芸術水準の向上を図り、その優れた公演に地元の芸術団体が参加することで、その地域における文化振興のレガシーに繋げる。【拡充】

【2020年度より文化庁で取り組む事業の例】

1. 日本の美術の名宝地方展開(里帰り展)

全国からの寄贈を受けてきた国立博物館等の所蔵品を活用し、それぞれの地域ゆかりの美術品等を展示することにより、より多くの国民が優れた美術品に触れる機会を提供するとともに、インバウンド対応として、地方観光の目玉となる展覧会を開催する。

2. 文化芸術による子供育成総合事業

全国小・中学校等において、実演芸術の巡回公演又は芸術家の派遣を行い、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するとともに、実演指導・ワークショップ等を実施する。

3. 伝統文化親子教室

子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化等を体験・修得できる機会を提供する。また、これまで体験機会がなかった地域の子供たちにも、地方公共団体が中心となり、地域の指導者の活用等により、体験活動機会の充実を図る。

4. 博物館を中核とした文化クラスターの形成

博物館を中核とした文化クラスターを形成し、地域の歴史、芸術、自然科学の様々な資源を新たな創造的活動や事業に結び付け、首長部局等を中心とした地域の主体的・協働的な活動の付加価値を生み出す「文化政策」と「街づくり政策」を合わせて事業展開する。

5. 劇場・音楽堂等機能強化推進事業

地域の劇場・音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上を図るため、財政基盤の強化と評価システムの構築を行い、公演事業や専門的人材の養成、普及啓発活動、バリアフリー・多言語対応等への支援を行う。

6. 発掘された日本列島展

全国で実施されている発掘調査により明らかになった遺跡、出土品等を展示するとともに、併せて開催地域における遺跡、出土品等を展示する。

7. メディア芸術グローバル展開事業

メディア芸術祭等を実施するとともに、海外のメディア芸術関係フェスティバル等での展示・上映等を行う。

8. 空港等におけるメディア芸術等日本文化発信事業

我が国の観光基盤の拡充・強化及びメディア芸術の振興に資するため、空港及び鉄道等の公共交通機関等において、地域固有の文化資源を活用したメディア芸術作品を演出・展示・上映を行い、空港等の魅力及び観光客等の滞在・満足度の向上を図る。

【新たな事業効果】

- ・全国的な認知度の向上
- ・従前の文化祭の主な参加者である芸術文化団体関係者等に加え、新たな層・年代・県外来場者の獲得
- ・地域資源・素材を活用した「カルチャーツーリズム」の推進、地域の活性化、人材育成

- 第1期文化芸術推進基本計画（平成30年3月閣議決定）
将来の文化財の担い手である子供たちが伝統的な価値に触れる機会の充実に努める。
- 第3期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）
文化芸術団体との連携・協力を図りつつ・・・子供たちが地域の伝統文化に触れる機会を提供する取組への支援を行う。
- 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月閣議決定）
「文化芸術推進基本計画」や「文化経済戦略」に基づき、・・・子供や障害者等の文化芸術活動の推進・・・に取り組む。
- 未来投資戦略2018（平成30年6月閣議決定）
大人と子供が向き合う時間を確保するため・・・「キッズウィーク」を設定し、多様な活動機会の確保等を官民一体で推進する。

教室実施型 1,106百万円(1,145百万円)

目的：次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道、囲碁、将棋などの伝統文化、生活文化及び国民娯楽に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会の提供により、我が国の歴史と伝統の中から生まれ、大切に守り伝えられてきた伝統文化等を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養（かんよう）すること

参加対象：地域に在住する親子等（子供のみが対象の教室も可）

実施主体：伝統文化等に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等

実施方法：全国の伝統文化関係団体を対象に募集し有識者審査を経て決定「放課後子供教室」と連携した体験機会を提供

支援事業数：約3,800教室



子供屋台囃子教室



みまや焼き教室



着装・礼法教室

地域展開型【拡充】 95百万円(46百万円)

目的：伝統文化等を振興する自治体が地域の文化を掘り起こし、集中的に体験できる多様な機会を創出することにより、キッズウィーク等の休日における活動機会や障害のある子供の体験機会を確保するなど、地域の多様な人々の社会参画や子供の体験活動機会の充実を図ること

教室実施型が実施されている地域の指導者等の協力により、事業を充実・発展させること

参加対象：地域に在住する親子等

実施主体：地方自治体

支援事業数：約40地域



郷土食文化体験



祭り太鼓体験



きもの文化体験

調査研究及び審査経費等 92百万円(93百万円)

教室に参加した子供や保護者、指導者を対象に事業実施について調査等を行うとともに、その結果を教室の実施団体に還元し、事業の改善や更なる効率の・効果的な実施に繋げる。

厚生労働省

施策	施策の内容	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 予算額(案) (百万円)
1. 家庭における食育の推進	「健やか親子21」による母子保健活動の推進 「健やか親子21(第2次)」(21世紀の母子保健の取組の方向性を提示すると同時に、目標値を設定し、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画)による母子保健活動の推進を行う。	20	20
2. 学校、保育所等における食育の推進	—	—	—
3. 地域における食育の推進	国民健康づくり運動の推進(「健康日本21(第二次)」 平成25年度からの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」を国民の自主的な参加による国民運動として、普及推進を図るとともに、国民の身体状況や食生活等の状況を明らかにする国民健康・栄養調査の実施、最新の科学的根拠に基づく食事摂取基準の策定など、健康増進の総合的な推進を図る。	667	941
	8020運動・口腔保健推進事業 都道府県が実施する歯の健康づくりのために行われる地域の実情に応じた歯科保健医療事業の円滑な推進を支援する。	403の内数	706の内数
	子どもの生活・学習支援事業 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親の家庭の子どもたちの生活向上を図る自治体の取組を支援する。	12,961の内数	13,212の内数
4. 食育推進運動の展開	—	—	—
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	—	—	—
6. 食文化の継承のための活動への支援等	—	—	—
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進 食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者などへの積極的な情報の提供や双方向の意見交換を行う。	9	9

令和2年度食育関連予算について

厚生労働省
令和2年1月

厚生労働省における食育関連主要事業について

「第3次食育推進基本計画」

第3 食育の総合的な促進に関する事項

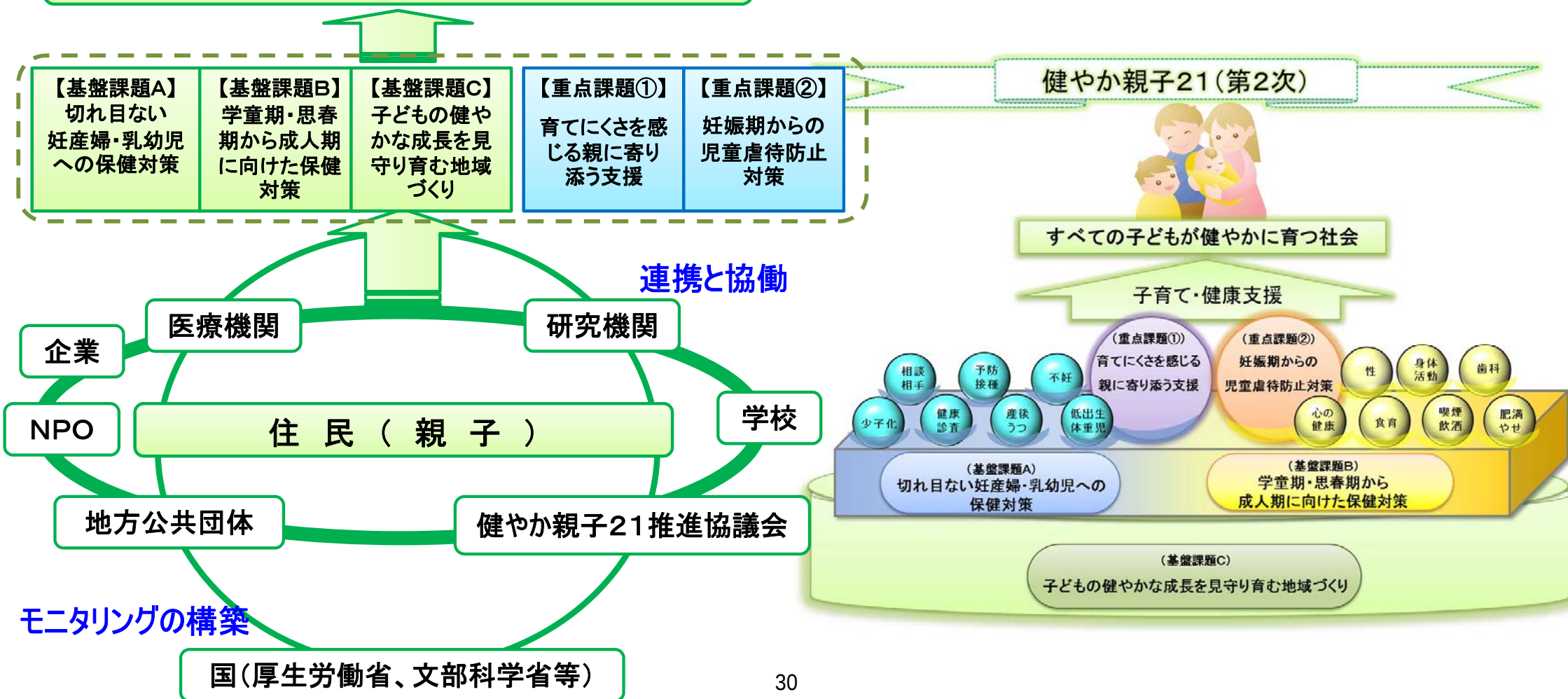
-
- 1. 家庭における食育の推進
 - 2. 学校、保育所等における食育の推進
 - 3. 地域における食育の推進
 - 4. 食育推進運動の展開
 - 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
 - 6. 食文化の継承のための活動への支援等
 - 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進
- ・「健やか親子21」による母子保健活動の推進
 - ・国民健康づくり運動「健康日本21」の推進
 - ・8020運動・口腔保健推進事業
 - ・子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）
 - ・食品に関する情報提供やリスクコミュニケーションの推進

「健やか親子21」による母子保健活動の推進

【令和2年度予算案額 20百万円】
（令和元年度予算額 20百万円）

○21世紀の母子保健の取組の方向性を提示すると同時に、目標値を設定し、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現



成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 (平成30年法律第104号) (抜粋)

(教育及び普及啓発)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民が成育過程における心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じた成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識を持つとともに、それらの知識を活用して成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康の保持及び増進等に向けた取組が行われることを促進するため、成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康等に関する教育(食育を含む。)並びに広報活動等を通じた当該取組に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(医療計画等の作成に当たっての配慮等)

第十九条 都道府県は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

2・3 (略)

国民健康づくり運動「健康日本21」の推進予算

【令和2年度予算案 941百万円】
(令和元年度予算額 703百万円)

〈主要事業〉

□ 健康寿命の延伸を目指した「健康日本21」の推進

- 健康日本21(第二次)推進費 〈令和2年度予算額 169百万円(元年予算額 169百万円)〉
- 健康日本21(第二次)分析評価事業 〈令和2年度予算額 38百万円(元年予算額 28百万円)〉

□ 科学的根拠に基づく基準等の整備

- 国民健康・栄養調査の実施に係る経費 〈令和2年度予算額 313百万円(元年予算額 148百万円)〉
- 食事摂取基準関連経費等 〈令和2年度予算額 10百万円(元年予算額 12百万円)〉

□ 管理栄養士等の養成・育成、地域における栄養指導の充実

- 管理栄養士等の資質確保、向上 〈令和2年度予算額 82百万円(元年予算額 80百万円)〉
- 糖尿病予防戦略事業 〈令和2年度予算額 37百万円(元年予算額 37百万円)〉

□ 栄養サミット2020を契機とした食環境づくりの推進

- 栄養サミット2020におけるテクニカル・セッション開催経費 〈令和2年度予算額 81百万円〉
- 栄養サミット2020を契機とした国際貢献に向けた調査事業 〈令和2年度予算額46百万円〉

健康寿命をのばす国民運動 <スマート・ライフ・プロジェクト>



- 背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。
- 目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙・受動喫煙防止」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

<事業イメージ>

厚生労働省



<健康寿命をのばそう！アワード表彰式>

- 企業・団体・自治体への参画の呼びかけ
- 社員・住民の健康づくりのためのリーフレットやポスターの提供
- 大臣表彰「健康寿命をのばそう！アワード」
- 「健康寿命をのばそう！サロン」による参画団体の交流と好事例の横展開
- 「いきいき健康大使」による、各種イベントでの健康づくりの呼びかけ



企業・団体 自治体

- ・メディア
- ・外食産業



- ・フィットネスクラブ
- ・食品会社

等



社員・住民の健康づくり、禁煙や受動喫煙防止の呼びかけ、検診・健診促進のためのポスター等による啓発
→ 社員・住民の健康意識の向上・促進

社内啓発や消費者への啓発活動に利用するロゴマークの使用（パンフレットやホームページなど）
→ 企業等の社会貢献と広報効果

社会全体としての国民運動へ

8020運動・口腔保健推進事業

令和2年度予算案：706,401千円
(402,806千円)

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定された歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の中間評価が行われ、平成30年9月に中間評価報告書が取りまとめられた。同報告書において地域格差や、社会経済的な要因による健康格差の実態把握に努め、格差解消に向けた取組の推進が必要である旨が盛り込まれている。
- 基本的事項のうち、「定期的に歯科検診等を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健」については、介護保険施設等入所者に対する歯科検診の実施率が19.0%(2022年度目標:50%)、障害者支援施設等における歯科検診実施率が62.9%(2022年度目標90%)など、目標から大きく乖離している状況にあり、当該事項に係る対策の強化が必要。
- また、健康寿命延伸プラン(令和元年5月29日公表)において、地域・保険者間の格差の解消等により歯科疾患対策の強化を含む疾病予防・重症化予防の取組を推進することが示されており、係る観点からエビデンスに基づく効果的・効率的なポピュレーションアプローチ等による取組を推進する必要性が指摘されている。

1. 8020運動推進特別事業

100,463千円(100,463千円)

8020運動及び歯科口腔保健の推進のため、歯の健康の保持等を目的として実施される歯科保健医療事業(都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く)に必要な財政支援を行う。

〔 補助対象:都道府県
補助率:定額 〕

- 1)8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2)8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
 - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
 - ウ その他、口腔保健推進事業に掲げる事業以外の事業

2. 都道府県等口腔保健推進事業

604,612千円(301,017千円)

地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、要介護高齢者等への対応やそれを担う人材の育成及び医科・歯科連携の取り組みに対する安全性や効果等の普及を図る。

また、地域間の格差解消等の観点から、歯科疾患対策の強化が特に必要な地域を対象として、取組の強化等を行う。

〔 補助率:1/2 〕

- 1)口腔保健支援センター設置推進事業
- 2)歯科保健医療サービス提供困難者への歯科医療技術者養成事業
- 3)調査研究事業
 - ・歯科口腔保健調査研究事業
 - ・多職種連携等調査研究事業

〔 1)～3)の補助対象:都道府県、保健所を設置する市、特別区 〕

- 4)口腔保健の推進に資するために必要となる普及・促進事業

- ①歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業(うち、歯科疾患予防事業について拡充)
- ②歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業(拡充)
- ③歯科口腔保健推進体制強化事業(追加)

地域間の格差解消のために歯科口腔保健推進体制の強化が特に必要な市町村を対象として、歯科口腔保健の実態分析、推進体制の整備、計画策定等の支援を行う。

〔 4)の補助対象:都道府県、市町村、特別区(但し、都道府県が事業を実施している地域内の市町村は除く) 〕



3. 歯科口腔保健支援事業

1,326千円(1,326千円)

歯科口腔保健推進室において、口腔と全身に関する知識の普及啓発や対話を通じて、国、地方公共団体、住民(国民)それぞれと相互に連携していく。

子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

【令和2年度予算案額】 133億円の内数
（令和元年度予算額 159億円の内数）（母子家庭等対策総合支援事業）

目 的

※平成28年度から実施

- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

事業内容

- ①及び②の支援を組み合わせることを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。
 - ① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
 - ② 学習習慣の定着等の学習支援
 - ③ 食事の提供



《②：東京都世田谷区》



《②：東京都江戸川区》



《③：北九州市》

実施体制・実施方法

- 地域の学生や教員OB等のボランティア等で、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。
- 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。
（食材費は、実費徴収可）
- 支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村
（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

【令和元年度予算】 母子家庭等対策総合支援事業（159億円）の内数
【H29実績（延べ利用人数）】 232,391人

＜実施場所＞
児童館、公民館、民家等



コーディネーター・管理者



地域の支援スタッフ
（学生・教員OB等）

＜支援の内容(例)＞

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



食品に関する情報提供やリスクコミュニケーションの推進

【令和2年度予算案額 9百万円】
（令和元年度予算額 9百万円）

意見交換会等

全国各地において
・食品中の放射性物質
・輸入食品の安全性確保
・健康食品 など
をテーマに意見交換会等を開催



ホームページ

厚生労働省ホームページ「食品」において、緊急情報やトピックス、施策別の詳細な情報やパンフレット・リーフレットを提供・公開

URL :
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit_suite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html

健康・医療 食品

食品の安全性確保を通じた国民の健康のために

食中毒の防止に万全を期すとともに、食品中の農薬残留基準などの各種基準の策定に取り組みなど、私たちが毎日、口にする食品の安全性を確保するための取組を行っています。

English

輸入食品の監視

食品の安全性を確保するための検査

食内の安全性確保

食品の安全性に関する民間の取組

食品衛生法の改正について

食品の安全性に関するQ&A

食品の安全性に関するTwitter

食中毒に関する最新情報

お母様よく読んで食べよう

O157にご注意下さい！

食品中の放射性物質への対応

B5と残留の再評価

ハチミツを与えるのは1歳未満までから

Twitter

厚生労働省の食品衛生行政に関連する情報を積極的に発信

厚生労働省Twitter :
<https://twitter.com/MHLWitter>
食品安全情報Twitter :
https://twitter.com/Shokuhin_ANZEN

厚生労働省 (@mhlw)

【鑑賞植物、間違えて食べないで！】#スイセンや#イヌサフランなど観賞植物の中には食べると有毒な場合があります。誤って食べることがないよう、野菜などの食用植物とは別々の場所で栽培しましょう。食用の植物だと思っても、植えた覚えのない植物は食べないようにしましょう！詳しくは → mhlw.go.jp/stf/seisakunit

家庭菜園や畑などで野菜と鑑賞植物を一緒に栽培するのはやめましょう！

鑑賞植物の中には食べると有毒な場合があります。誤って食べることがないよう、野菜などの食用植物とは別々の場所で栽培しましょう。食用の植物だと思っても、植えた覚えのない植物は食べないようにしましょう。

食用

【食中毒に注意が必要な季節です！】食中毒の患者数は年間約2万人！食中毒は家庭でも発生しています。3つの原則で予防対策を！
・調理前には必ず手洗い（ぬを洗わない）
・生鮮食品はすぐに冷蔵庫へ（増やさない）
・食材は中心よく加熱（やっつけず）
mhlw.go.jp/stf/seisakunit

厚生労働省 食品安全情報 (@shokuhin_anzen)

【報道発表】食品中の放射性物質の検査結果（第1092報）を公表しました。今回は「5,124点」の検査が実施され、基準値を上回ったものは4件でした。具体的には、飼料管理が困難な野生鳥獣肉で、被曝するなど適切な措置がとられます。詳しくは → mhlw.go.jp/stf/houdou/000

食べものに含まれる放射性物質は、自治体や農業者がすべて公表しています。

リーフレット等の作成

食品安全全般、食中毒予防（有毒植物、カンピロバクター、リステリア等）について、一般国民向けのリーフレットを作成

食品の安全確保に向けた取組

知りたい輸入食品

輸入食品の安全確保

食の安全のために 食品衛生法が改正されました

「食品衛生法」は、食害による健康被害の発生を防止するための法律です。最新の食品衛生法に基づき、輸入食品の安全性を確保するための取組を行っています。

1 食品の安全性を確保するための取組

2 輸入食品の安全性を確保するための取組

3 食品の安全性を確保するための取組

4 食品の安全性を確保するための取組

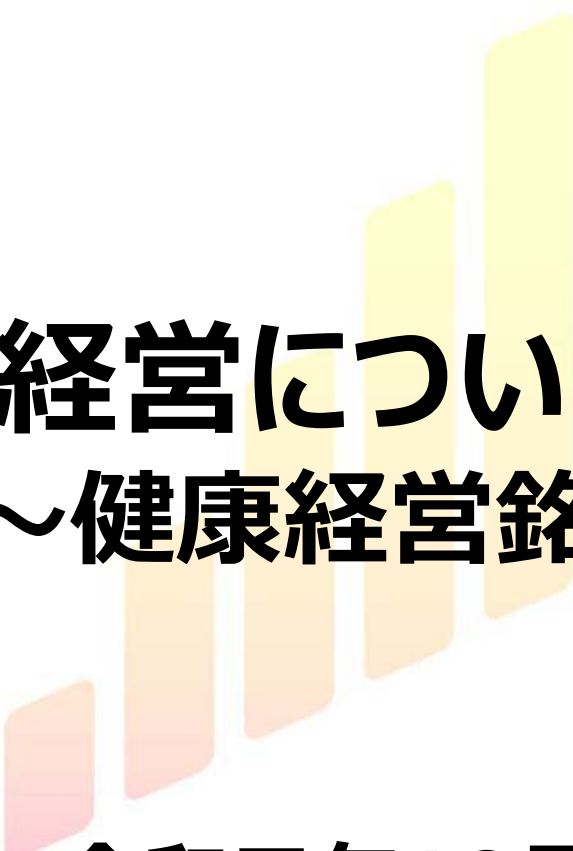
5 食品の安全性を確保するための取組

6 食品の安全性を確保するための取組

7 食品の安全性を確保するための取組

経済産業省

施策	施策の内容	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 予算額(案) (百万円)
1. 家庭における食育の推進	—	—	—
2. 学校、保育所等における食育の推進	—	—	—
3. 地域における食育の推進	健康経営銘柄(ヘルスケアサービス社会実装事業の内数) 「健康経営銘柄」は、経済産業省が東京証券取引所と共同で、東京証券取引所の上場会社の中から「健康経営」に優れた企業を選定し、長期的な視点からの企業価値の向上を重視する投資家にとって魅力ある企業として紹介をすることを通じ、企業による「健康経営」の取組を促進することを目指す。	726の内数	521の内数
4. 食育推進運動の展開	—	—	—
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	—	—	—
6. 食文化の継承のための活動への支援等	—	—	—
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	—	—	—

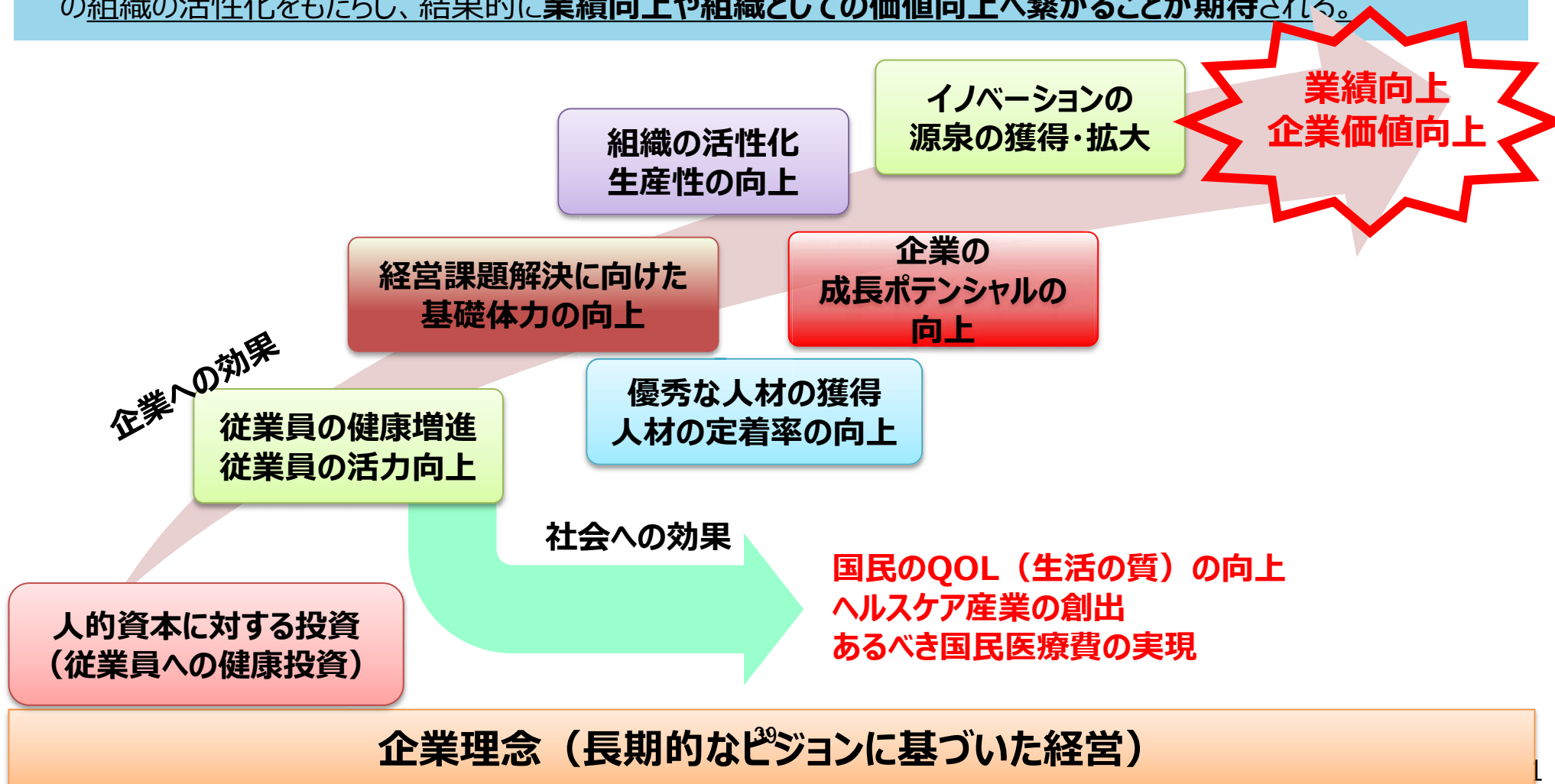


健康経営についての取組 ～健康経営銘柄～

令和元年10月
経済産業省
ヘルスケア産業課

「健康経営・健康投資」とは

- 健康経営とは、従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。
- 健康投資とは、健康経営の考え方に基づいた具体的な取組。
- 企業が経営理念に基づき、従業員の健康保持・増進に取り組むことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や組織としての価値向上へ繋がることが期待される。



「健康経営銘柄」の選定

- 平成27年3月、初代となる「**健康経営銘柄**」を**選定**以後、主要な新聞社やテレビ放送において「健康経営」を取り上げる機会が大幅に増加。
- 平成31年2月には、第5回となる「**健康経営銘柄2019**」として**27社業種36社を選定**。選定に用いる**健康経営度調査**には、**過去最高の1,800法人からの回答**があり、社会からの関心の高まりが見受けられる。



＜健康経営アワード2019の様子＞

- (上) 左から主催者の東京証券取引所 岩永取締役、
関経済産業副大臣、プレゼンターの青木 愛 氏
(左) 健康経営銘柄2019選定企業によるフォトセッション

「健康経営銘柄2019」選定企業

- 「健康経営銘柄2019」として**27社業種36社**を選定。
- 1業種1社を基本としつつ、健康経営度調査の結果において各業種で最も高い健康経営度の企業の平均を算出し、その平均より高い健康経営度である企業も選定している。

業種	選定企業	業種	選定企業
水産・農林業	日本水産株式会社	精密機器	テルモ株式会社
建設業	西松建設株式会社	その他製品	株式会社アシックス
食料品	味の素株式会社	電気・ガス業	中部電力株式会社
繊維製品	株式会社ワコールホールディングス	陸運業	東京急行電鉄株式会社
パルプ・紙	大王製紙株式会社	情報・通信業	ヤフー株式会社
化学	花王株式会社		株式会社 K S K
医薬品	塩野義製薬株式会社		SCSK株式会社
石油・石炭製品	J X T Gホールディングス株式会社	卸売業	キヤノンマーケティングジャパン株式会社
ゴム製品	バンダー化学株式会社	小売業	株式会社丸井グループ
ガラス・土石製品	TOTO株式会社	銀行業	株式会社広島銀行
非鉄金属	古河電気工業株式会社		株式会社みずほフィナンシャルグループ
機械	株式会社ディスコ	証券、 商品先物取引業	株式会社大和証券グループ本社
電気機器	コニカミルタ株式会社	保険業	S O M P Oホールディングス株式会社
	ブラザー工業株式会社		MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式 会社
	オムロン株式会社		東京海上ホールディングス株式会社
	株式会社堀場製作所	その他金融業	リコーリース株式会社
	キヤノン株式会社	不動産業	フジ住宅株式会社
輸送用機器	株式会社デンソー	サービス業	株式会社ディー・エヌ・エー

(参考) 健康経営度調査の設問のうち食生活の改善に関わる設問

Q42. ★◎食生活改善に向けた具体的な支援(研修・情報提供を除く)を行っていますか。(いくつでも)

☐	1. 社員食堂など給食施設において、法定を超える管理栄養士・栄養士の配置を行い、栄養管理された食事の提供を実施
☐	2. 栄養バランスに配慮した仕出弁当や食事を提供できる環境の整備 (1. の給食施設を除く)
☐	3. 食生活改善に向けたアプリ提供、カロリー記録等のサポートの実施
☐	4. 職場の売店や自動販売機等での熱量(カロリー)・主な栄養成分等の表示
☐	5. 外部事業者・管理栄養士等による栄養指導・相談窓口の設置
☐	6. 第三者認証を受けた健康に配慮した食事(飲料を除く)を提供する環境の整備(社員食堂での提供・食事の補助等)
☐	7. その他
☐	8. 行っていない

※給食施設とは、社員食堂等の特定かつ多数の人に継続的に食事を供給する施設です。

(Qでいずれか実施している場合) 最も重点的に取り組まれている施策について、以下の内容をお答えください。

SQ1. 施策の内容を、Qの選択肢から一つ選び、内容の概要をお答えください。

選択肢 (Qから1つだけ)		選択 内容→	
概要			

SQ2. 2018年度の対象人数、参加・実施人数(それぞれ1つだけ)

◆複数回実施している場合は延べ人数ではなく実人数でご回答ください。

(a) 対象者の割合 ※全従業員に占める 対象者の割合	1. 2割未満 3. 5割以上8割未満 5. 把握していない	2. 2割以上5割未満 4. 8割以上 6. 施策に対象者という概念が無い	
(b) 参加者の割合 ※対象者に占める 参加者の割合	1. 2割未満 3. 5割以上8割未満 5. 把握していない	2. 2割以上5割未満 4. 8割以上	

SQ3. 施策を評価・改善するために確認している内容(いくつでも)

☐	1. 参加者の満足度など、プログラムの内容についての参加者からの評価
☐	2. 参加率・達成率など施策の実施状況
☐	3. 従業員の健康・ストレス状況や生活習慣の改善状況等への定量的な効果
☐	4. 実施に係る費用に対する医療費への影響など費用対効果
☐	5. 従業員の生産性等(アブゼンティーズム、プレゼンティーズム等)への影響
☐	6. その他
☐	7. 特に確認していない

環境省

施策	施策の内容	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 予算額(案) (百万円)
1. 家庭における食育の推進	—	—	—
2. 学校、保育所等における食育の推進	食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R促進事業費 学校給食から排出される食品廃棄物の3Rの実施及び当該3Rの取組を題材とした食育・環境教育活動の実施等について、地方自治体を支援する。食品ロスに係るHPを整備するとともに食品ロス削減全国大会を開催するなどして、全国規模での普及啓発を行い、消費者の間での食品ロスに関する認知度の向上を図る。さらに、各地域におけるリサイクルループ形成促進や登録再生利用事業者の育成等のため、事業者・自治体向けのセミナー等を活用したマッチングを実施する。	98の内数	123の内数
3. 地域における食育の推進	—	—	—
4. 食育推進運動の展開	—	—	—
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	—	—	—
6. 食文化の継承のための活動への支援等	—	—	—
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	—	—	—

農林水産省

施策	施策の内容	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 予算額(案) (百万円)
1. 家庭における食育の推進	—	—	—
2. 学校、保育所等における食育の推進	—	—	—
3. 地域における食育の推進	食料産業・6次産業化交付金のうち地域での食育の推進 地域関係者が連携して取り組む以下の食育活動を支援。食育推進等のリーダーの育成等。農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供。共食の場の提供。地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会等の開催。和食給食の普及に向けた献立の開発や食育授業の開催。食品ロスの削減に向けた啓発資料の配付やセミナーの実施等。	314の内数	245の内数
4. 食育推進運動の展開	食育活動の全国展開事業委託費 食育推進全国大会や食育活動表彰、食育の推進状況を把握するための意識調査を実施するとともに、食育に関する事例等の収集と普及・啓発等を実施する。「第3次食育推進基本計画フォローアップ中間取りまとめ」(平成31年4月 食育推進評価専門委員会)において挙げられた課題に対応するため、多様な主体が連携し食育全体を包括する形での情報の提供を検討する。	58	58
	食料産業・6次産業化交付金のうち地域での食育の推進(再掲)	314の内数	245の内数
	水産バリューチェーン事業のうち流通促進・消費等拡大対策事業 加工・流通業者等が、水産バリューチェーン中に生じた局所的な課題を解消するために実施する取組や、事業者の生産性向上を図る取組等を支援。併せて、消費者への魚食普及、国産水産物・加工原料の安定供給を支援。	771の内数	442の内数
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売の取組への支援 直売所の売上げの向上に向けた多様な取組農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地産地消等の取組を支援する。	1,434の内数	2,534の内数
	食料産業・6次産業化交付金のうち地域での食育の推進(再掲)	314の内数	245の内数
	日本の食消費拡大国民運動推進事業 生産者・食品関連事業者・団体、国が一体となって国産農林水産物の消費拡大を推進するため、日本の食の魅力を消費者に広く普及する活動や、国産農林水産物の利用を積極的に進める食品関連事業者等の取組を後押しするための表彰等を通じた情報発信を実施する。また、学校給食等へ地場産食材を安定供給する取組をはじめとした地産地消を推進するためのコーディネーターの育成等を支援する。	182	128

施策	施策の内容	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 予算額(案) (百万円)
5. 生産者と消費者との 交流の促進、環境と調 和のとれた農林漁業の 活性化等	農山漁村振興交付金 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都 市と農村との共生・対流等を推進する取組や「農泊」 を推進する取組等を総合的に支援し、農山漁村の活 性化を推進する。	9,809の内数	9,805の内数
	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼 料資源生産利用拡大対策 国産飼料の着実な利用拡大により、飼料自給率の 向上を図り、力強い畜産経営を確立するため、農場 残さ等の未利用資源を飼料資源として活用するた めの体制構築・実証の取組を支援する。	1,383の内数	900の内数
	持続可能な循環資源活用総合対策事業のうち食品 ロス削減総合対策事業のうち商慣習の見直しの推 進 事業系食品ロスの半減目標の設定や食品ロス削 減推進法の施行を踏まえ、事業系の食品ロスを総合 的に削減するため、個別企業等では解決が困難な 納品期限の緩和など商慣習の見直しを更に推進す る。	36の内数	66の内数
	食料産業・6次産業化交付金のうちメタン発酵消化 液等の肥料利用の促進事業 メタン発酵消化液等を肥料として地域で有効利用 するための取組を支援する。	1,434の内数	2, 534の内数
	持続可能な循環資源活用総合対策事業のうち事業 系食品廃棄物エネルギー利用対策調査事業 バイオマスの循環資源の持続的な利用を促進す るために、下水汚泥バイオガス施設における事業系食 品廃棄物の混合利用の調査および計画策定を支援 する。	99の内数	98の内数
6. 食文化の継承のた めの活動への支援等	食料産業・6次産業化交付金のうち地域での食育の 推進(再掲)	314の内数	245の内数
	「和食」と地域食文化継承推進事業 ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を保 護・継承するため、地域固有の多様な食文化の保 護・継承を推進するとともに、地域において効果的な 和食文化の普及活動を行うための取組を実施する。	72	72
7. 食品の安全性、栄養 その他の食生活に関す る調査、研究、情報の提 供及び国際交流の推進	—	—	—

<対策のポイント>

第3次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち、農林漁業体験機会の提供等当省関係の目標達成に向けて、**地域関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進**します。

<政策目標>

第3次食育推進基本計画の目標の達成

<事業の内容>

<事業イメージ>

- **食育を推進するリーダーの育成**
地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダーの育成やその活動促進を支援します。
- **農林漁業体験機会の提供**
食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供を支援します。
- **地域における共食の場の提供**
地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチングにより共食の場の提供を支援します。
- **地域食文化の継承**
地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。
- **和食給食の普及**
和食給食の普及に向けた献立の開発や子供や学校関係者を対象とした食育授業の開催を支援します。
- **食品ロスの削減**
食品ロスの削減に向けた消費者の意識調査や飲食店等と連携した啓発資料の配付やセミナーの実施を支援します。

目標（第3次食育推進基本計画に掲げられたもののうち農林漁業体験機会の提供等当省関連）

- ・食育を推進するボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす

目標の達成に資する
地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供



地域における共食の場の提供

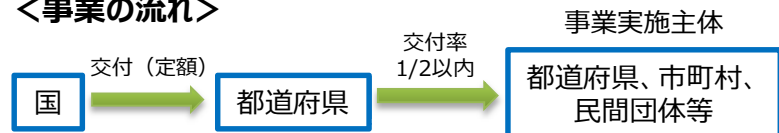


地域食文化の継承



- ・食生活の改善や食文化等に対する意識の向上、
- ・地場産食材の活用割合の増加等

<事業の流れ>



第3次食育推進基本計画の目標達成(令和2年度)を目指す

＜対策のポイント＞

食育推進全国大会等を行い、食育の全国展開を図ります。また、国民のニーズや特性を分析し、食育推進方策の検討を行います。

＜政策目標＞

食育に関心を持っている国民の割合90%以上〔令和2年度まで〕

＜事業の内容＞

＜背景＞

- 近年の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが重要。
- 農林水産省が関係府省と連携しながら、第3次食育推進基本計画に基づき食育を全国展開。
- 「第3次食育推進基本計画フォローアップ中間取りまとめ」（平成31年4月 食育推進評価専門委員会）において、①関心が低い人にも訴求できるような情報の発信方法、②SDGsと連携した食育の取組、③企業における食育の推進等が、今後の重点的事項。

＜事業内容＞

食育推進全国大会や食育活動表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。また、第3次食育推進基本計画に基づき、国民のニーズや特性を調査・分析し、より実践的な食育推進方策を検討します。〔拡充〕

＜事業の流れ＞

委託

国



民間団体等

＜事業イメージ＞

食育推進
全国大会

- ・国民の食育に対する理解を深めるため、地方公共団体との共催により開催



食育活動表彰

- ・教育、農林漁業等の活動を通じて食育を推進する優れた取組を表彰



食育に関する
調査・分析、
事例収集

- ・目標達成状況の把握
- ・事例を収集し食育白書の特集に記載するとともに、食育ボランティアや事業活動を通じて食育を実践している方々へ情報提供
- ・食育に関心が低い若い世代にも訴求できるよう、SDGsも踏まえた、多様な主体が連携した情報発信プラットフォームを構築。

国産農産物消費拡大事業のうち 「和食」と地域食文化継承推進委託事業

【令和2年度予算概算決定額 72（72）百万円】

<対策のポイント>

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を保護し、次世代に継承していくため、地域固有の多様な食文化の保護・継承を推進するとともに、子供たちや子育て世代に対して和食文化の普及活動を行う中核的な人材を育成します。

<政策目標>

第3次食育推進基本計画における目標である「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている割合」の増加
（41.6%【平成27年度】→ 50%以上【令和2年度まで】）

<事業の内容>

1. 地域の食文化の保護・継承事業

- 地域固有の多様な食文化を地域で保護・継承していくため、地方公共団体、大学等研究機関、民間団体、教育関係者、民間企業等を構成員とした体制を各都道府県に構築し、各地域が選定する郷土料理の歴史や由来、関連行事、使用食材及び料理方法等の調査及びデータベースの作成・普及等を行います。

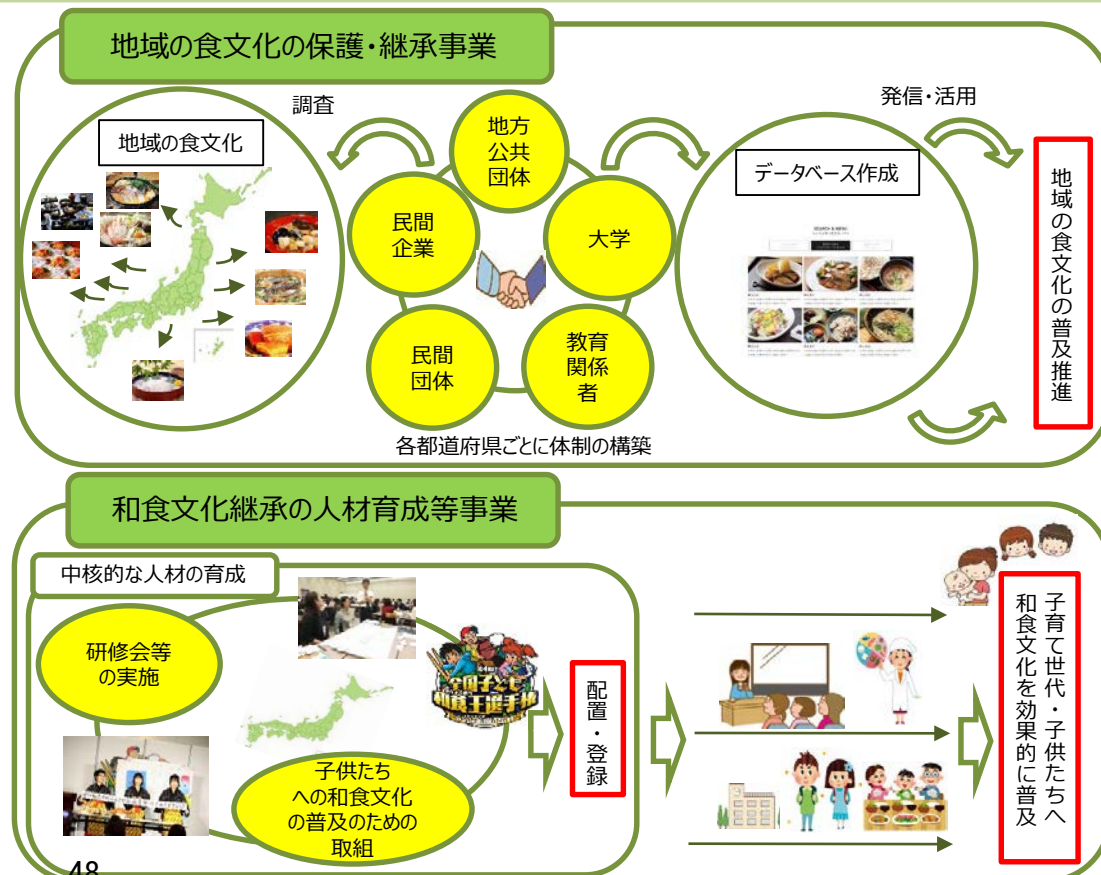
2. 和食文化継承の人材育成等事業

- 子供たちや子育て世代に対して和食文化の普及活動を行う中核的な人材を育成し、各都道府県ごとに配置するため、栄養士・保育士等を対象とした研修会等を実施するとともに、子供たちへの和食文化の普及のための取組を活用した実践的な研修を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



<対策のポイント>

日本の食の魅力及び生産者の努力や想いを消費者に直接伝える取組や、食品事業者等が国産農林水産物の利用を積極的に進める取組を後押しするための表彰等を通じた情報発信を行うとともに、地産地消を推進するコーディネーターの育成・派遣等を支援します。

<政策目標>

フード・アクション・ニッポン アワード受賞・入賞後に売上げが増加した商品の割合（令和2年度までに80%）

<事業の内容>

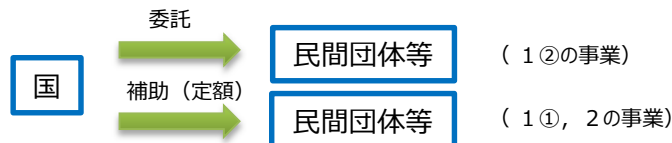
1. 食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業
119(172) 百万円

- ① 体験等を通じて日本の食の魅力及び生産者の努力や想いを消費者に直接伝える取組を推進します。
- ② 国産農林水産物の消費拡大につながる商品や地産地消の取組を表彰し、生産者の想いとともに地域産品を消費者に発信する取組を支援します。

2. 地域の食の絆強化推進運動事業 9(9) 百万円

- 学校給食等への地場産食材の供給の取組をはじめとした地産地消の優良事例を普及するコーディネーターの育成・派遣等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業



ジャパンハーヴェストによる国産農林水産物の魅力発信



フード・アクション・ニッポン アワードで地域の優れた産品を表彰



著名人をFANバサダーに任命し、消費者に国産農産物の魅力を発信

地域の食の絆強化推進運動事業



コーディネーターによる生産現場と学校給食の課題・ニーズの調整



コーディネーターによる給食現場への指導



地産地消コーディネーター育成研修会の現地視察

<対策のポイント>

事業系食品ロスの半減目標の設定や食品ロス削減推進法の施行を踏まえ、事業系の食品ロスを総合的に削減するため、個別企業等では解決が困難な納品期限の緩和など商慣習の見直し等を更に推進するとともに、新たに、フードバンク活動を推進するマッチングシステムの実証・構築を支援します。

<政策目標>

平成12年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 食品ロス削減総合対策事業

① 食品ロス削減等推進事業

- サプライチェーン上の商慣習の見直しに向けた検討や調査を支援します。（※1）
- フードバンク活動を推進するマッチングシステムの実証・構築を支援します。（※2）
- 食品ロス削減を含め、持続可能な食品産業の発展に向けた環境対策等に取り組む優良者の表彰を支援します。

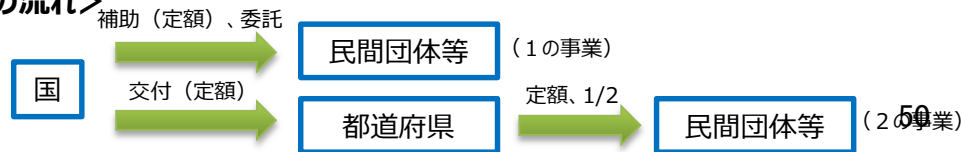
② 食品ロス削減等調査委託事業

- 食品ロスの実態等を把握するため、食品関連事業者のデータベースの整備や食品廃棄物等の可食部・不可食部の量等の調査を実施します。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における食品ロス削減に向けて、キャンプ地・ホストタウン等における食品ロス削減啓発手法の実証を行い、普及します。

2. 食料産業・6次産業化交付金のうちフードバンク活動の推進

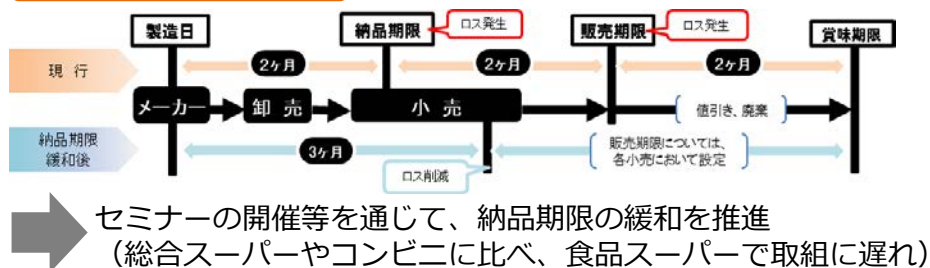
- 設立初期のフードバンク活動団体の人材育成の取組や生鮮食品の取扱量の拡大に向けた取組等を支援します。

<事業の流れ>



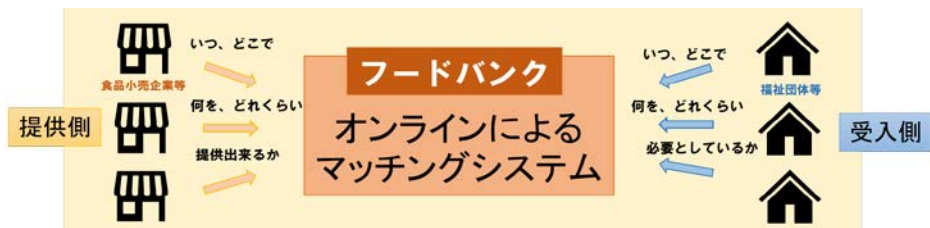
<事業イメージ>

納品期限の緩和（※1）



フードバンク活動マッチング支援（※2）

食品関連事業者等の供給情報と受入側の需要情報等を一元的に管理できるマッチングシステムの実証・構築を支援



食品関連事業者等が安心して食品を提供できる体制を構築

【お問い合わせ先】 食料産業局バイオマス循環資源課（03-6744-2066）

再生可能エネルギーの導入等の推進

【令和2年度予算概算決定額 2,586 (1,488) 百万円の内数】
(令和元年度補正予算額 1,000百万円)

<対策のポイント>

再生可能エネルギーによるメリットを農山漁村の発展に活用する取組を支援するとともに、家畜排せつ物等のバイオマスを活用し、エネルギーの地産地消に資するバイオガスプラントの導入等を支援

<政策目標>

- 再生可能エネルギーに係る経済規模を600億円に拡大 [令和5年度まで]
- バイオマス産業都市における産業規模を400億円に拡大 [令和7年度まで]

<事業の内容>

1. 持続可能な循環資源活用総合対策事業 52 (63) 百万円

① 地域資源活用展開支援事業

再生可能エネルギーの導入を推進するため、事業計画策定のサポートや関連事業者とのマッチング、個別相談、全国的な取組・普及活動を支援します。

② 営農型太陽光発電システムフル活用事業

営農型太陽光発電で発電した電力を自らの農業経営の高度化に利用し、営農型太陽光発電のメリットをフルに発揮させるためのモデル構築を支援します。

③ 事業系食品廃棄物エネルギー利用対策調査事業

下水汚泥バイオガス施設への事業系食品廃棄物の混合利用を促進する取組を支援します。

2. 食料産業・6次産業化交付金 2,534 (1,434) 百万円の内数

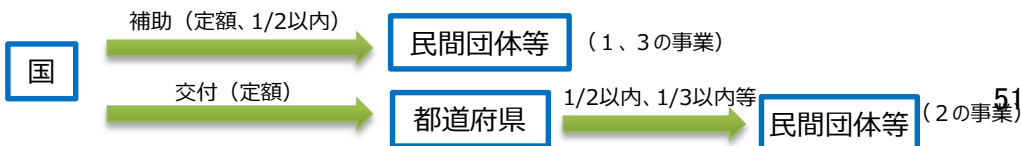
- ① バイオマス産業都市に、ア.地域波及モデル施設、イ.新技術活用施設、ウ.災害対応型施設等、プロジェクトの実現に必要な調査・設計や施設整備を支援します。
- ② メタン発酵消化液等を肥料として地域で有効利用するための取組を支援します。

3. 畜産バイオマス地産地消緊急対策事業

令和元年度補正予算 1,000百万円

家畜排せつ物等の畜産バイオマスを活用し、エネルギーの地産地消に資するバイオガスプラント等を導入するために必要な調査・設計及び施設整備を支援します。

<事業の流れ>



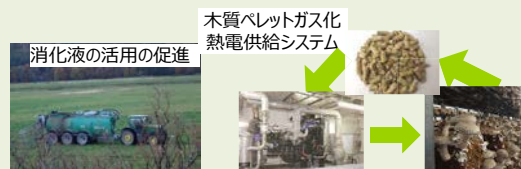
<事業イメージ>

再生可能エネルギー

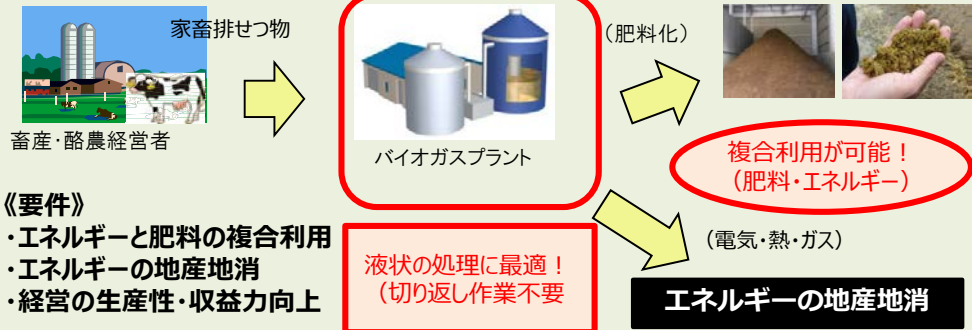


営農型太陽光発電のメリットを
発揮するためのモデル構築

バイオマス産業都市



畜産バイオマス地産地消



【お問い合わせ先】 食料産業局バイオマス循環資源課 (03-6738-6477) 2

食料産業・6次産業化交付金（6次産業化関係）

【令和2年度予算概算決定額 2,534（1,434）百万円の内数】

<対策のポイント>

6次産業化の市場規模拡大に向けて、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地域資源を活用した**新商品開発**や**販路開拓等**の取組、**加工・販売施設等の整備**及び新たな高付加価値商品等の創出・事業化に必要な技術実証、マーケティング等を支援します。

<政策目標>

○ 6次産業化の市場規模の拡大（7.1兆円〔平成29年度〕→ 10兆円〔令和2年度まで〕）

<事業の内容>

1. 食料産業・6次産業化推進交付金

245（314）百万円の内数

① 6次産業化の推進

ア 業務用需要に対応したBtoB（事業者向けビジネス）の取組の推進、「農泊」と連携した観光消費の促進、農福連携の発展に資する新商品開発や販路開拓等の取組を重点的に支援します。

イ 都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成される6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略の策定（更新）や6次産業化に取り組む人材を育成する取組を支援します。

② 研究開発・成果利用の促進

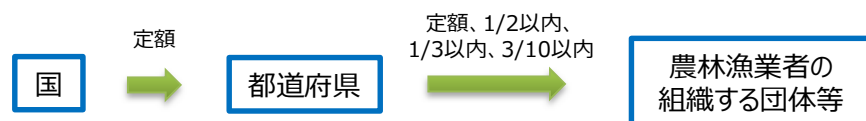
○ 新技術を活用した新たな高付加価値商品等の創出・事業化に必要な技術実証、マーケティング等を支援します。

2. 食料産業・6次産業化整備交付金のうち「6次産業化施設整備」

2,289（1,120）百万円の内数

○ 農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、加工・販売施設等の整備に対して支援します（業務用需要に対応したBtoBの取組の推進、「農泊」と連携した観光消費の促進、農福連携の発展に資するものを重点的に支援）。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

○ 「6次産業化の推進」「6次産業化施設整備」の重点支援分野

業務用需要に対応したBtoBの取組の推進



高い品質管理下での業務用一次加工品等の製造・供給

「農泊」と連携した観光消費の促進



加工・販売の事業と一体的に行う加工・収穫体験等の提供

農福連携の発展



障害者との協働による商品化

※重点支援分野に該当しない新商品開発（地場産農林水産物を活用した施設給食メニューや介護食品の開発を含む）や販路開拓の取組、直売所の売上向上に向けた多様な取組、6次産業化の取組に必要な加工・販売施設等の整備も支援の対象となります。

○ 6次産業化等に関する戦略の策定



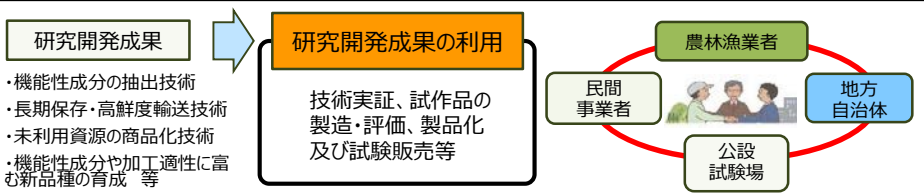
・6次産業化等に関する戦略の策定（更新）
・戦略に関する交流会の開催

○ 6次産業化に取り組む人材の育成



・経営感覚を持って6次産業化に取り組む人材の育成のための研修会の開催等

○ 研究開発・成果利用の促進



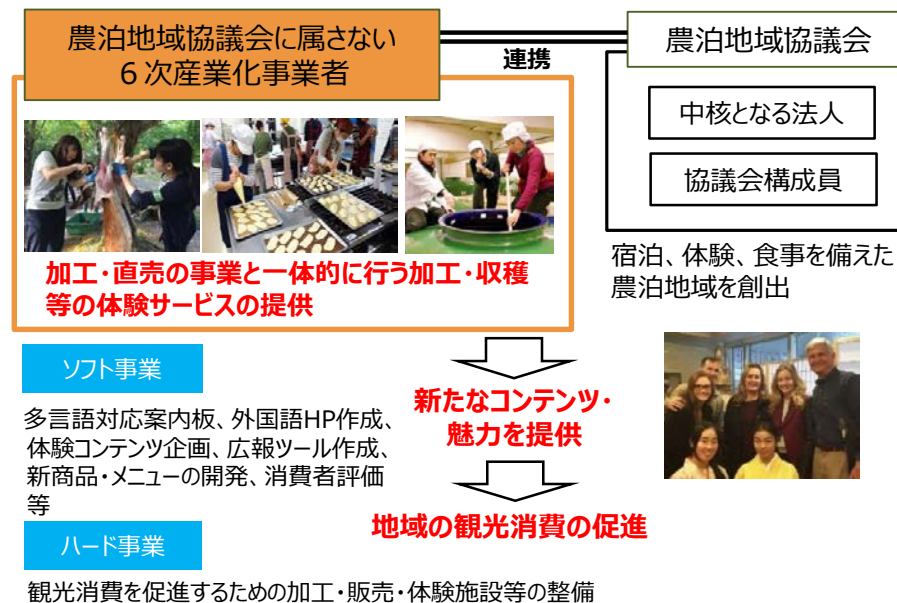
【お問い合わせ先】 食料産業局産業連携課（03-6738-6473）

食料産業・6次産業化交付金（6次産業化関係）による支援の概要

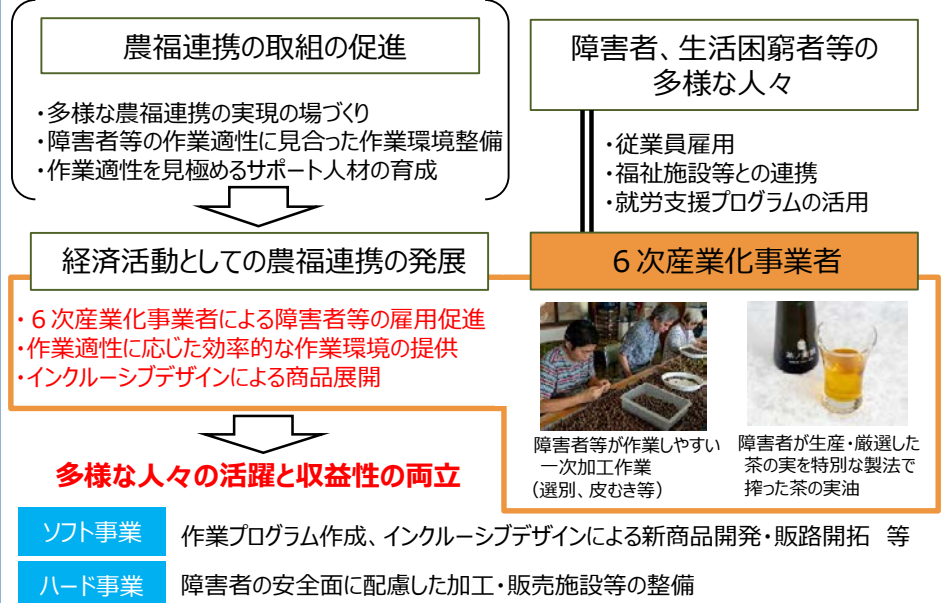
① 業務用需要に対応したBtoBの取組の推進



② 「農泊」と連携した観光消費の促進



③ 農福連携の発展



※重点支援分野に該当しない新商品開発（地場産農林水産物を活用した施設給食メニューや介護食品の開発を含む）や販路開拓の取組、直売所の売上向上に向けた多様な取組、6次産業化の取組に必要な加工・販売施設等の整備も支援の対象となります。

○推進体制整備事業

【交付率：定額】

- ・都道府県、市町村の6次産業化戦略の策定（更新）
- ・6次産業化に取り組む人材育成のための研修の開催

【交付率等】

ソフト事業：1/3以内（市町村戦略に基づく取組は1/2以内）

ハード事業：3/10以内（中山間地農業ルネサンス事業の地域別農業振興計画に搭載された事業、市町村戦略に基づき実施する事業、事業計画の開始から2年以内に障害者雇用を行う事業は1/2以内）

ハード事業の交付金上限額：1億円（重点支援分野の①に該当する場合は2億円）

※ハード事業は、六次産業化・地産地消法又は農商工連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が対象です。

地域の創意工夫による**活動の計画づくり**から農業者等を含む地域住民の**就業の場の確保**、農山漁村における**所得の向上**や**雇用の増大**に結びつける**取組**を取組の発展段階に応じて**総合的に支援**し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人〔令和2年度まで〕）
- 農村部の人口減の抑制（2,151万人を下回らない〔令和7年度〕）

1 農山漁村地域での取組への支援

地域活性化のための活動計画づくりと実証、就職氷河期世代を含む潜在的
就農希望者の発掘、優良事例や農業遺産の情報発信等を支援します。

中山間地域での収益力向上に向けた取組やモデル構築等を支援します。

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。

観光コンテンツ開発や滞在施設等の整備、国内外へのPR等を支援します。

障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要な農業生産施設の整備並びに障害者等の農業技術習得や専門人材育成等を支援します。

地方公共団体策定の活性化計画に基づき行う施設整備を支援します。

都市部での農業体験等による交流を通じた都市住民と共生する農業経営の実現を図る取組等を支援します。

国 → 定額、1/2等 → 地域協議会等 (1の①、③、④、⑤、2の①の事業)

国 → 交付 → 地方公共団体 → 定額、1/2等 → 農林漁業者の組織する団体等

(1の①の事業) 農林
(1の②、③の事業)
(1の④、⑤、2の①の事業)
(1の⑥の事業)

農村振興局農村計画課
 // 地域振興課
 事業) // 都市農村交流課
 // 地域整備課

(03-6744-2203)
(03-6744-2498)
(03-3502-5946)
(03-3501-0814)



<対策のポイント>

「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進することで農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、地域による実施体制の整備や観光コンテンツの磨き上げ、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、戦略的な国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援します。

<政策目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人〔令和2年度まで〕）
- 「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出（500地域〔令和2年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農泊推進事業

- 国内外の旅行者の農山漁村地域への呼び込みを促進し、地域の活性化を図るため、農泊の推進体制構築や魅力ある観光コンテンツの磨き上げ、インバウンド受入環境の整備、専門人材の確保、農家民泊の農家民宿への転換等を支援

※ 地域活性化対策も一部活用し支援

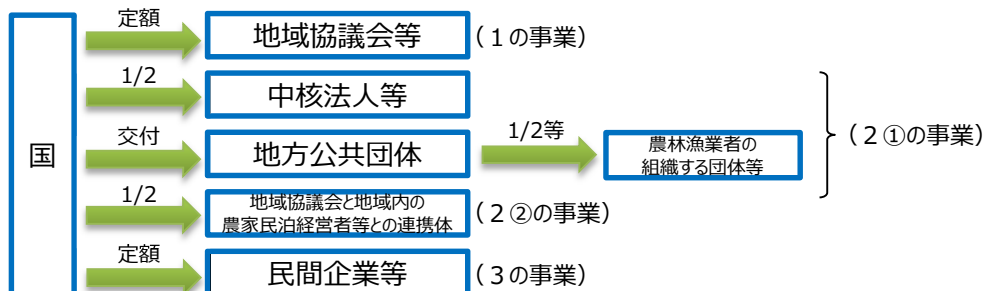
2. 施設整備事業

- ① 古民家等を活用した滞在施設や体験・交流施設、活性化計画に基づき農泊に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設など、農泊を推進するために必要となる施設の整備を支援（市町村・中核法人実施型）
- ② 地域内で営まれている宿泊施設の質の向上のため、インバウンドを含む個人旅行者等の多様なニーズに合わせた宿泊施設の改修を支援（農家民泊経営者等実施型）

3. 広域ネットワーク推進事業

- デジタル情報を活用した戦略的な国内外へのプロモーションや大規模展示会への出展・商談会の開催、農泊を推進する上での課題を抱える地域に対し、ワンストップで課題に応じた専門家派遣・指導を行う取組等を支援

<事業の流れ>



【1の事業】

- 事業実施主体 地域協議会、地域協議会の連合体、DMO等
- 事業期間 2年間等 ○ 交付率 定額（上限500万円/年等）



地域資源を活用した
体験メニューの開発



地域の食材を
活用したメニュー作り



インバウンド受入環境の整備



多言語への対応



Wi-Fi環境の構築



トイレの洋式化

【2①の事業】

- 事業実施主体 市町村、地域協議会の中核法人等
- 事業期間 2年間 ○ 交付率 1/2（上限2,500万円、5,000万円、1億円）

（活性化計画に基づく事業）

- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- 事業期間 原則3年間 ○ 交付率 1/2等



古民家を活用した滞在施設



廃校を改修した大規模滞在施設

【2②の事業】

- 事業実施主体 地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体
- 事業期間 1年間 ○ 交付率 1/2（上限1,000万円/経営者、5,000万円/地域）

【3の事業】

- 事業実施主体 民間企業、都道府県等
- 事業期間 1年間



課題に応じた専門家の派遣・指導

55 ○ 交付率 定額

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

平成31年度水産加工・流通構造改善促進事業及び魚食普及推進事業について

水産物消費量の減少などによる近年の水産物需給の変化に対応し、国産水産物の流通・輸出の促進と消費拡大を図るため、水産加工・流通構造の改善及び消費者等に対する魚食普及への取組みを推進しています。

漁業者

- ロットがまとまらない魚等が非食用に安値で取引されてしまう(低未利用魚)
- 水揚げ集中等による価格変動が大きい

水産加工・流通業者

- 簡便化志向等の消費者ニーズへの対応が不十分
- 水揚げの変動等により加工原料の安定的確保が困難

消費者(国内)

- 魚や調理等を学ぶ機会が減少したこと等を背景に、水産物消費が大きく減少
- もっと魚を食べたい意識もある一方、簡単に調理したい等のニーズ

1. 水産加工・流通構造改善促進事業

① 水産加工・流通構造改善指導事業 【補助率: 定額】

センターが、次の取組みを行います。

- 専門的知見を有する指導員による加工・流通業者等への現地指導
- 水産加工・流通事業者向けセミナー等の開催

② 水産加工・流通構造改善取組支援事業 【補助率: 1/2以内】

センターが、現地指導を受けた者の取組計画を審査等の上、取組みの内容に応じて以下の経費の一部を支援(1/2以内)します。

- 新規・先進プロジェクト
国産水産物の流通を促進する先進的取組に必要な機器の購入経費、コンサルティング経費等
- 連携プロジェクト
漁業者団体・流通業者・加工業者等が連携して国産原料の確保等の課題に取組む場合に必要経費(学校給食への供給や低未利用魚の有効活用を図る場合には、機器購入経費を含む)
- 輸出促進プロジェクト
漁業者団体・流通業者・加工業者等が国産水産物の輸出に取組む場合にその取組に必要な機器の購入経費、コンサルティング経費等の一部を支援



【加工・流通業者等へのセミナー開催】



【地魚入りウィンナーを開発し給食に供給】

2. 魚食普及推進事業

【補助率: 定額】

- 国産水産物の展示・発表会の開催
- 小売・外食事業者向け研修会等の開催
- 魚食普及セミナー等の開催



【Fish-1グランプリ】

「新規・先進プロジェクト」「連携プロジェクト」「輸出促進プロジェクト」の要件

◎新規・先進プロジェクト

センターによる指導を受けた加工業者等がA～C全てを満たす必要があります。

- A 国産水産物の流通を促進する実証を行うこと
- B 原材料、製品、技術、工程、集出荷方法、販売方法等のうち1つ以上において新規性又は先進性を有していること
- C 対象魚種の流通の状況、新規・先進プロジェクトによる国産水産物の流通量の増加見込み等から実証効果が十分なこと

◎連携プロジェクト

AまたはBを満たす者のいずれかとなります。

- A センターによる指導を受けた加工業者等が、他の加工業者等又は関係事業者等と2者以上で連携プロジェクト協議会を構成し、単独では対応が困難な国産加工原料の確保、新規販路の開拓等、近年重要性が増している課題に効果的に取り組むこと
- B 水産庁によるバリューチェーン改善促進事業の事業主体として選定されていること

◎輸出促進プロジェクト

センターによる指導を受けた加工業者等がA・Bを満たす必要があります。

- A 国産水産物の輸出を促進する実証を行う取組であること
- B 海外における対象魚種の需要見込み、輸出促進プロジェクトによる国産水産物の輸出額の増加見込み等から実証効果が十分な取組であること

【水産加工・流通構造改善取組支援事業の手続きの流れ】

- ① 現地指導
- ② 課題提案を提出し応募

現地指導を受けた

- ③ 課題提案を審査・採択後、機器整備等の支援(必要な経費の1/2以内)

- ・ 水産物の生産者
- ・ 流通業者
- ・ 加工業者
- ・ これらの団体等

事業実施主体
(国産水産物流通促進センター)

国